令和4年第2回弥彦村議会(3月)定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和4年3月9日(水曜日)午前10時開議

日程第 1	一般質	問							
本日の会議に 議事日程に		事件							
出席議員(9	9名)								
1番	渡	邊	富	之	2番	古	Щ	七	郎
3番	那	須	裕 美	子	4番	丸	Щ		浩
5番	板	倉	恵	_	6番	柏	木	文	男
7番	小	熊		正	9番	本	多	隆	峰
10番	安	達	丈	夫					
	第121				つため出席した者の職員			mV	
村 長	小	林	豊	彦	副 村 長	廣	瀨	勝	利
教育長	林		順	_	防災監	増	田		規
総務部長 防 災 ・	志	田		馨	総務課長	伊	藤	和	恵
情報対策課長	浜	田	禎	介	税務課長	小	林	健	仁
住民課長	小	出	将	浩	福祉課長	坂	爪	明	博
健康推進 課 長	松	井	裕 美	子	農業振興 課 長	鈴	木	光	英
観光商工課 長	栁	Ш	治	美	建設企業 課 長	丸	Щ	栄	_
公営競技 事務所長	斎	藤	雄	希	会 管 理 者	水	沢	正	_

職務のため出席した者の職氏名

教育課長 富 田 憲

議会事務 髙 橋 信 弘 書 記 春 日 史 子

◎開議の宣告

〇議長(安達丈夫議員) おはようございます。

ただいまから令和4年第2回弥彦村議会3月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(安達丈夫議員) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎一般質問

○議長(安達丈夫議員) これより一般質問を行います。

質問時間は各自30分以内といたします。また、持ち時間の残り5分前と2分前に予告ブザーを鳴らします。そして、残り時間がなくなりましたら終了ブザーを鳴らし、そこで質問を打切りとさせていただきます。

始める前に、傍聴人の皆さんにお願いがあります。本会議の傍聴については、傍聴席入り口に 掲示してあるとおり、傍聴マナーをお守りいただきますようお願いいたします。特に、携帯電話 が鳴る場面が多く見受けられますので、今一度、ご確認をお願いいたします。

◇ 古 川 七 郎 議員

- O議長(安達丈夫議員) それでは、通告順に従って、最初に古川七郎議員の質問を許します。 2番、古川七郎議員。
- ○2番(古川七郎議員) 皆さん、おはようございます。通告どおり質問させていただきます。 行政区域の統合、そして、地域、地名並びに地番の変更ということで質問させていただきます。 私も長年、配食ボランティアに携わっておりますが、家を探すのに非常に苦労をしております。 同じ地域において、例えば中山地域でありながら矢作の地名もあり、地番もばらばらです。また、 魵穴においても、完全に魵穴の地区でありながら矢作の地名になっております。井田においても 矢作の地名もあり、中山の地名もあり、山崎の地名もあります。村山においても、同じ地区でありながら、村の外れに4軒、また、別の外れにまた4軒、麓一区の地名があります。また、境江の地名も11軒あるそうです。

私が住んでいる美山地区では地番がばらばらです。ある区長さんが20年ぐらい前に役場に問題 提起を行ったそうです。そのとき、担当者は経費がかかるのでできないとの返事で、即刻返され たそうです。その後、検討はなされなかったようです。 住んでいる人たちの不便はもちろんのこと、郵便の配達や、これからネットショッピングの時代において、今後一層、配達量が増えることが私は予想されます。整理すべきだと考えます。

そこにおいて、地方自治法260条に、市町村長は政令で特別な定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町もしくは字の区域もしくはその名称を変更しようとするときは、当該議会の議決を経て定めなければならないと定めております。

そこでお伺いいたします。私は行政区の統合を行う必要があると考えております。そこで、今まで複雑に入り組んでいる地域の地名変更など、なぜできなかったのか。その経過等に説明をお願いいたします。

また、どのようなお考えか、検討するかも含めて村長にお伺いいたします。地名並びに地番の変更を整理統合をできないでしょうか。例えば、地番は一番分かりやすく1、2、3、4、5と、このぐらいの誰が見ても分かりやすくすべきじゃないでしょうか。

以上のことでお尋ねいたします。以上でございます。

- ○議長(安達丈夫議員) それでは、答弁を求めます。 村長。
- **〇村長(小林豊彦)** 古川議員のご質問にお答えします。

今、議員ご指摘の問題は、私も村長になってから、こんなに複雑ですごいものだと承知しております。例えば、村の場合は、同じ家であっても畳一枚、敷居一枚からこっちは麓、こっちは村山と、本当にびっくりするような状況になっているのをよく承知しておりますけれども、ただ、この問題はそう簡単にできる問題でないということも承知しております。かなり行政的な手続上の問題もありますので、担当の課長のほうから答えさせていただきます。

- 〇議長(安達丈夫議員) 総務課長。
- ○総務課長(伊藤和恵) では、古川議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目の行政区の統合をについてお答えさせていただきます。

まず行政区とは、行政の円滑な推進のために設定される行政上の地域区画単位であります。このため、行政区の統合など再編については、事務処理の効率、規模等の視点で地域住民の発意で行われるものであり、行政区の財産や活動状況なども勘案し実施されるものと考えております。

行政区の再編状況についてでございますが、ここ数年、動きはございませんが、平成21年には、田中新田が4世帯と世帯数減少により矢作となり、そして、弥彦10区と13区は、以前から矢楯として共同活動していたこともありまして、10区の世帯数の減少を機に統合し、弥彦10区となっております。

しかしながら、今後、懸念されます人口減少や高齢化により、今までのコミュニティ機能が低下し、運営に支障が生じるなど、従来の行政区の枠組みでは対応できなくなることも考えられますので、地域の皆さんで行政区の在り方について検討や調整を行っていく必要があると考えております。

続きまして、2つ目の地名並びに番地の変更をについてのご質問にお答えいたします。

地名の変更状況についてでありますが、行政区と住所の字名が異なることにより、混乱を招くことから、地域住民総意の下、平成8年1月4日に大字川崎、大字大戸、大字矢作、大字浜首のそれぞれ一部を峰見に、平成9年1月6日には、大字平野、大字荻野、大字浜首、大字矢作のそれぞれ一部を美山に字名の変更を行っております。

その当時、地域住民に説明を行い、合意を得た上で実施しておりまして、変更は字名のみとされ、地番は従前のまま使用するものでありました。

議員ご指摘の美山の地番にばらつきがあるのは、こういった理由であると考えております。

また、将来とも混乱せず、かつ分かりやすい住所を表すには、議員おっしゃるとおり、地名、 地番の整理も必要であると考えておりますが、この場合においても地域住民の総意の下、郵便物 や宅配物の誤配や緊急車両の遅れなどといった問題がある場合に実施する必要があると考えてお ります。

しかしながら、住所が変わったことにより、運転免許証の訂正、所有する土地や建物の登記簿における所有者住所等の訂正、勤務先や金融機関等への住所の変更など、地域住民の皆様に多くのご負担が生じてしまうため、実施の意義や課題等について、それぞれ地域の皆さんで十分ご検討していただく必要があると考えております。

以上でございます。

〇議長(安達丈夫議員) 古川議員。

〇2番(古川七郎議員) 今、お聞きしますと、今までどおりの回答しかこないなと、私ももう 100% 想像しておりました。

もし、これが、行政だからこういうようなことが言えるんですよ。申し訳ない、それは確かに 難しい。難しいと言えば難しいんだけれど、これはつまり、行政とこちらの社会でいったら全く 通用しないと私は思っています。

例えば、今、村山の麓の名前があるけれども、麓を村山に変えて、まずは番地に変えるだけで、何ら問題ないと私は思うんですよ。それは変えたら、運転免許証あるいは行政の登記とかいろいろ直さないといけない、そんなこと当たり前のこっちゃ、俺に言わせたら、俺の考え方からしたら。

だから、いつになっても行政というのは合理化できない、私はそう思っている。これは、例えば村山の麓一区、そういう麓というのは、村山に変えるだけでも変わってくるんです。なおかつ、住んでいる人たちは、老人クラブで大体みんな村山でやっているんですね、動いていることは。そういうところがいっぱいあるんですよ。

それをなおかつ、今でもこういうふうに返事でもらうとは、私の人生観からしたら全く納得できない。少しずつ、一遍に私はやれとは言えません。できることからやっていく。それで、なおかつ住民の意見も聞く。

私も住民の意見を聞いてきました。はっきり言わせてもらうと、若い人はほとんど賛成しています。若い方はほとんどその地域でも、ああ、そうだなということで賛成してくれているんです

けど、なぜできないかというとね、年寄りといって悪いけれども、ずっと住んでいる方が、長いこと住んでいる方が、悪いけど、こういう話も聞きました。そう言われると、我々の役職は、役職というか、何か知らんけれども、そういうのは減るから駄目だと、こういってずっと流されたそうです。

もう今の時代ね、変えないといかん。この、あんた、厳しい世の中において、何のためにデジタル化するんですか。マイナンバー、何でやるんですか。まだまだ皆さん方、俺の感覚からしたら理解ができていないと思っている、私は。もう少し皆様、理解して、積極的にアプローチして、この問題は村長がやれとか、こういう俺に言わせたら問題じゃないです。

役場の皆さんが誰かが3人なり、4人でもいいから、よしやろうということでやらん限りはこの問題は解決しませんよ。足も運ぶ、地域も運ぶ。こうしようじゃないかというような行動を起こさん限りは、私はできないと思う。

村長はやれ、こうだよという、こういう、村長じゃなくて、小林さんじゃなくて、首長はやれ という、こういうこともある。まあ、やったらいいだろう、どうぞやりなさいと言うけど、皆さ んが行動を起こしてくれなかったらできませんよ、これ。私はそういうふうに感じる。

だから、どうか皆さん、行動を起こしてくださいよ。確かに町名、これを行う、私もこれ、地方自治法の260条で一番初めに載っていますよ。その次は地域のこと。どうか皆さん、私はもうあんまり、今回も、ごたごた言いたくないんだけれども、やるかやらないかだけは言ってくださいよ。そのぐらいの言葉を私はもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

〇議長(安達丈夫議員) 総務課長。

○総務課長(伊藤和恵) では、今ほどのご質問にお答えさせていただきますが、先にお答えさせていただきましたとおり、まず、住民の皆様のご意見をまとめていただきまして、そのご要望をこちらのほうにお届けいただきたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(安達丈夫議員) 古川議員。

○2番(古川七郎議員) それも全く間違いじゃないですよ。あなたたちがやっていること、俺、 つまり100%ね、箱の中に入って、私の考えですよ。間違いがないの。100%、俺、間違っていないのに、今まで皆さんに対して言ったことないですよ。正しいんですよ。

でも、それを通り越さなかったら、これは改革できませんよ。俺はそう思っているんだ。それには皆さんがやっぱり、村長でどうのこうのじゃなくて、皆さんが3人でも4人でもいいから、これをやろうというような気構えでもって行動しない限りはこれはできません。

何でやらないの。私はもう、もし、このままやったら、皆さん、配達してごらんなさいよ。物 すごい大変で手間がかかるんです。みんな社会は損しているんですよ。得しているの誰がいます、 誰も一人もいないじゃん。みんな損しているんですよ。

私もいるけれども、どこの番地は誰がいて、結構、配達から聞きますよ。探すの大変なんです よ。誰でも地図どおり、パッパッパッで分かるような時代にしないとこれは駄目ですよ。 だから、私は、そういう点において、どうか皆さんの職員の奮起を私は願いたいと思う。ただ住民の声、それは住民の声も全くそうですよ。その中へ入っていってくださいよ。そのぐらいの意気込みを私はもらいたい。ただそれだけ、私はお願いします。いかがでしょうか。

〇議長(安達丈夫議員) 村長。

○村長(小林豊彦) 古川議員のおっしゃることは実は確かにそのとおりだと思います。ただし、 行政は、経済合理性で追求するものと、住民の皆さんの意見を、総意を踏まえてやるものと2通 りあると思います。私自身も非合理性については百も承知ですけど、この問題は行政の指導では なくて、あくまでも住民の皆さんから、例えば、各区長さんからまとめてもらって、例えば、美 山だけでもやりましょうということをいただければ、こちらでそれを受けますけど、こういう問 題について皆さん、歴史があって簡単に触れるようなお話ではない。経済合理性で追求してやれ る話とは私自身も思っておりませんですけど、その辺はご理解願いたいと思います。

〇議長(安達丈夫議員) 古川議員。

○2番(古川七郎議員) これは経済合理性ということだけでは私はないと、それは十分承知していますけど、確かに住民の意見も大事、でも、こちらからアプローチすることも私は大事だと思う。こういう問題はどうですかということでアプローチすることも。それで、両方でそうだなということでやっぱり進んでいかないと、これはできないと思う。

ただ、住民からこのままだったら、これはいつになってもできませんよ。物すごい、皆さん、 やったら、この地図、配達する人は地図、探したり、物すごい皆さん苦労していますよ。物すご い苦労していますよ。

それで、世の中にいいこと、何もない。マイナスのことばっかり。それででも地域がこなければできません、何人かじゃないとできません、それはもう、皆さんの仕事は全くそのとおりです。私はいつも言って、それはだから間違っていると一言も言っていない。正しいんですよ。100%、正しいって言っているんですよ。でも、もう一歩踏み出してもらいたいの、私は。その見本をつくってもらいたい、全てのことにおいて。それだけ私はお願いしたいんですけれども、今一度、お願いします。

〇議長(安達丈夫議員) 村長。

〇村長(小林豊彦) 多分、村議会でこういったご質問とかご意見が出るのは初めてじゃないかと 思うんですよね。今まで私も全部精査した訳ではありませんけれども、多分議員の皆さんからこ ういう質問が出たことはないと思います。

初めてで、そういうことを指摘されましたので、これから区長会の皆さんと諮って、まず、動くのは区長会で、じゃ、村のほうから、皆さんの各集落でどういうふうに考えておられるか、まずそこから始めるしかないですね。村が、じゃあ、やりましょうといって、じゃあ、やってくださいっていう訳に絶対いかない話だというふうに理解していますので、よろしくお願いします。

〇議長(安達丈夫議員) 古川議員。

〇2番(古川七郎議員) 村長の言うとおりだけれども、それだから、俺は強制でやれとはしてい

ない、だから、アプローチをしてくださいって言いたいんですよ、アプローチを。それぐらい言って、みんな、ああそうだなって気づいて動くかもしれない。確かにこの地域は昔からいえば、神社とか、こういうのが非常に大きな問題になってくるんですよ。

そういうのもあると私も承知していますから、やっぱりアプローチで、皆さんどうですかということをアプローチしなくて、くるのを待っているんじゃ、何のためにこんな行政なんだと俺は言いたい。それは私は納得できない。やっぱり行政もこうだけど、皆さん、どうですかというアプローチをするのも、行政の、私は仕事だと思うんですよ。

その辺をひとつこれからお願いして、できるだけ、誰でも得することだから、損する人、一人もいないんですよ。だから、そういう点で考えてこれからもやってもらいたいと。それだけお願いして、私はもうそれ以上のことは言いません。その辺のところを頭の中に入れて、とにかく、やってもらいたい。

以上に思います。以上でございます。

〇議長(安達丈夫議員) いいですか。

[「はい」と言う人あり]

- ○2番(古川七郎議員) 以上でございます。ありがとうございました。
- ○議長(安達丈夫議員) これで古川七郎議員の質問を終わります。

◇ 柏 木 文 男 議員

〇議長(安達丈夫議員) 次に、柏木文男議員の質問を許します。 6番、柏木文男議員。

○6番(柏木文男議員) どうも、おはようございます。

私は、一般質問の前にちょっとお願いがございまして、発言させてもらいます。

2月24日、ロシアはウクライナに対して軍事侵攻をいたしました。ウクライナでは一般国民が 侵攻により多数の死傷者が出て、貴い命がたくさん亡くなっております。ロシアは一日も早く撤 退をしていただきまして、ウクライナに平和が来ることを願っております。

また、亡くなったウクライナ国民に対して、心よりご冥福をお祈りいたします。

では、一般質問のほうをさせていただきたいと思います。

成人式の対象年齢はで、教育長に質問をいたします。

我が国における成人年齢は、明治9年以来、20歳とされてきました。2018年、平成30年6月に 民法の定める成人年齢を18歳に引き下げる等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立をい たしました。改正法は2022年、今年の4月1日から施行されます。

近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められるなど、18歳、19歳の方にも国政上の重要な事項の判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした流れを踏まえ、国民生活に関する基本法である民法においても、18歳以上の人を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論がされるようになりました。世界的にも、成年

年齢を18歳とすることが主流となっております。このようなことから成年年齢が18歳に引き下げられることとなりました。

成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳、19歳の方の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すこととなると期待をされております。明治9年以来、初めて、今年4月に施行される改正民法で、成人となる年齢が20歳から18歳に引き下げられ、女性が結婚する年齢は、これまでの16歳から男性と同じ18歳に引き上げられます。

民法が定めている成年年齢は一人で契約することができる年齢という意味と、父母の親権に服 さなくなる年齢という意味があります。年齢に達すると、親の同意を得なくても自分の意思で 様々な契約ができるようになるということです。

例えば、携帯電話を契約する、一人暮らしで部屋を借りる、クレジットカードを作る、高額な 商品を購入するときにローンを組むといったときは、未成年の場合は親の同意が必要です。しか し、成年に達すると親の同意がなくてもこうした契約が自分一人でできるようになります。

有効期間10年のパスポートの取得や、日本と外国、両方の国籍を持っている人の国籍選択、公認会計士や司法書士などの資格の取得、それに、性同一性障害の人たちの性別の変更などの申出など、18歳からできるようになります。飲酒や喫煙、それに競輪、競馬など4つの公営ギャンブルは今までどおりとなって、20歳未満は禁止になっております。

また、成人年齢の引下げに併せて少年法も改正され、4月に施行されます。新たに成人となる 18歳と19歳は特定少年と位置づけられ、引き続き保護されますが、原則として家庭裁判所から検察に送り返す事件の対象が広げられます。17歳以下とは一部異なる取扱いになるそうであります。 起訴されると、実名や顔写真などを報道することも可能となってきます。選挙年齢が18歳に引き下げられることや、国際的にも成人年齢は18歳が主流であることから、約140年ぶりに成年の定義が見直されることとなりました。18歳に達している人は、その日から新成人となります。成人式は、今後、どうなるのでしょうか。2023年、令和4年以降は、18歳が成人年齢となり、1月の成人式が初めて行われます。そのため、成人イコール20歳を前提とした成人式の定義が揺らぐことになります。

今年度の弥彦村での成人式は、11月21日、弥彦中学校で行われました。成人式を迎えたのは、 平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの87名でした。民法の改正により、令和4年度の 弥彦村の18歳、19歳年齢の方が平成13年4月2日から平成15年4月15日までの対象が18歳以上の 方が成人になります。2年間の期間での教育委員会が行っている成人式式典は、難しい判断にな るのではないかと思っております。今までどおりの20歳対象だけの成人式を行うのか。お伺いを いたします。

以上であります。

- ○議長(安達丈夫議員) それでは、答弁を求めます。教育長。
- ○教育長(林 順一) 今ほどの柏木文男議員の成人式の対象年齢はについてお答えをいたします。 議員言われるように、2022年、令和4年4月1日から民法改正により成年年齢が18歳となりま

す。それに伴い、成年年齢引下げ後の成人式の実施については、現在、全国的にも検討がなされているというふうに考えております。そこで、役場内における成人式の時期ややり方に関しては、 今、先般、教育委員会でも議論いたしましたが、具体的に実施時期や在り方については法律による決まりはありません。各自治体の判断によって実施されるものとなっております。

そこで、今ほど申し上げましたように、教育委員会との検討も含め、今現在の村の方向性としましては、令和4年度については二十歳になった方を対象に、二十歳のつどいとして開催する予定であります。

以上であります。

〇議長(安達丈夫議員) 柏木議員。

○6番(柏木文男議員) 教育長、ありがとうございます。

今年度は20歳でやるという話であります。私、ちょっと調べてみたんですけども、NHKの調査ですけども、成人式を何歳でやるのかというやはり大きな問題が今年出たみたいでございます。先ほど、教育長言いましたように、開催するのは各自治体の判断で行うという話が出ておりますし、また、その中でNHKが全国の県庁所在地と政令都市、それと東京23区、合わせて74の自治体を調査したそうであります。それによりますと、検討中というのが青森市だけであったと。あとは20歳で、これまでどおり20歳で対象の人たちをやっていくという報道がなされておりますし、また、政府のほうも大体同じような考え方の調査が出てきております。

それで、その中の、何でそうなのかと言われると、18歳の対象年齢でやると、高校生が受験や、 それと就職で忙しいという面もあるし、また、式典参加がそのために困難になるというのもあっ て、やはり、それと就職前で出費が伴うというのが家計負担が多くなるんじゃないかという中で 調査が出てきておりました。

今、先ほど、20歳というような話を聞きましたので安心をしておりますし、また、ほかのところでは18歳と19歳は一緒に、3年間になるんでしょうか、一緒にやると、そうすると会場の確保も非常に難しいという、これも出てきておりました。

それと、今度は質問をしたいんですけれども、この民法改正によって、今回、今年度は二十歳歳というような形に成人式が実施されるということが教育長からありましたけれども、この対象者も初めて成人になりますので、18、19の人たちがこの4月1日から成人になりますので、やはり式典をいつやるのか、どういうふうな周知をしてもらうのかというのが、私は対象者の人たちは関心を持っているのではないかなと思っております。この周知について、教育委員会はどのようにやるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

〇議長(安達丈夫議員) 教育長。

○教育長(林 順一) 今ほどの対象者への周知ということについてでありますが、その前に、今、柏木議員おっしゃられましたように、私どもで県内の市町村の、今、状況ということで、これ、上越市さんがメールで各市町村のアンケート調査を最近、されております。その結果を見ますと、7市町村が未回答ということでありましたが、他は全て今までどおり二十歳または21歳になる人

を対象に実施するというものでありました。ということで、18歳で実施という、18、19歳も含めて実施のところは、今のところ見当たりません。

なお、その関係で、名称について私も先ほど申し上げましたけれども、成人式というこれまで の名称から、二十歳のつどいとか、あと、二十歳の祝いとかというようなことで名称を変更して 実施するというものであります。

そこで、弥彦村におけるその周知のことなのでありますけれども、今、この成年年齢、いわゆる成人式の実施もそうなんですが、成年年齢の引下げに関わって、いわゆる先ほど議員のほうから細かに変わること、変わらないことということでお話をされましたけれども、村でも住民課と教育委員会と合わせて特集した記事をこの3月25日発行の広報で周知したいと考えております。

また、成人式の日時の周知については、二十歳のつどいへの名称変更とともに、次の4月25日 号の広報で周知する予定にしております。

以上です。

- 〇議長(安達丈夫議員) 柏木議員。
- ○6番(柏木文男議員) 県内も、やはりほとんどのところが20歳と、そして名称変更が変わって くるという形が出てきているみたいで、ありがとうございます。

もう1問、また質問させていただきたいなと思っておりますけれども、式典をやった場合、今後、18歳が成人になりますが、今年は20歳になったときにやると。そういう中でくると、今後、ある程度浸透してくると、20歳でいいのか、18歳でいいのかという形が出てくると思うんですけども、今後とも弥彦村においては、20歳の式典の中でつどい、お祝いをしていくのかということをちょっとお聞きをしたいと思います。

- 〇議長(安達丈夫議員) 教育長。
- ○教育長(林 順一) 今ほどの、今後とも二十歳対象者に式を続けていくのかということについてでありますけれども、先ほど議員のほうでも理由をお話しされていましたけれども、私どもも、やっぱり18歳の例えば年齢で実施すると、受験と重なったり、就職時期等、いろいろと将来についていろいろ考える時期とも重なるという部分は確かにあろうかと思いますし、あと、飲酒や喫煙がまだできない年齢と、飲酒に関わって皆さんがちょうどまた親交を深められたり、懐かしむというようなそういう場面でもある訳でありますので、そんなようなことを含めて教育委員会の皆さんも現年齢での継続ということで考えて、今、いる訳でありますが、今後につきましては、更に社会情勢、他の自治体等の取組状況とか、特に大事なことは、要するに村内のちょうど成人を迎える人たち、また、二十歳の年代の人たち、そういう人たちの意見、ここら辺を、ちょっと考えをやっぱり大事にしていかなきゃいけないなというふうに考えています。

今のところ、今年度については20歳が対象ということを考えておりますけれども、今後ともまた、特に実行委員会はこれから組織されますので、そういう人たちの意見も特に参考にしながら、今後のことについて判断してまいりたいということで、これからずっと今のところ二十歳対象というふうにこれで決定というふうには考えておりません。

以上です。

[「分かりました」と言う人あり]

- 〇議長(安達丈夫議員) 柏木議員。
- **〇6番(柏木文男議員)** 実行委員会がありますので、そこでまた皆さんの意見等をよく聞いた中でお願いをしたいと思っております。

これで最後の質問になりますけれども、毎年、文化会館で成人式の式典を行っておりました。 今年度はコロナの関係かなと思うんですけれども、成人式の式典が弥彦中学校で行われました。 このことについて、会場は今後とも中学校の体育館の中で式典を行うのか、それとも、以前のよ うな形の中の文化会館で式典を行うのか、これをちょっとお聞きをしたいと思っております。

- 〇議長(安達丈夫議員) 教育長。
- ○教育長(林 順一) 新型コロナウイルスの感染防止ということで、この2年ほど弥彦中学校の体育館を活用しての式典ということでさせていただいております。いずれにしても密にならないようにということで、やはり新成人も対象年齢が、人数が80人を超えるというような状況でありますので、今の文化会館、小ホールということになりますので、やっぱり手狭だということは拭い去れないかなというような判断からであります。

今後につきましては、先ほどもちょっと申し上げました実行委員の意見も聞きながら、なおかつこの新型ウイルスの感染の拡大状況等をにらみながら判断して決めていきたいなと、こんなふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(安達丈夫議員) 柏木議員。
- ○6番(柏木文男議員) 新型コロナウイルスがある程度収束すれば、私はやはり文化会館のほうが会場としてはよろしいのではないかな。これもまた実行委員会の皆さんの意見もございますので、そのような形の中で、取り繕っていただければいいと思っております。

今年度は20歳の方を対象に成人式のお祝いがあるということをお聞きしました。是非とも先ほど広報で周知をして早めにお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(安達丈夫議員) これで柏木文男議員の質問を終わります。

◇ 板 倉 恵 一 議員

- ○議長(安達丈夫議員) 次に、板倉恵一議員の質問を許します。 5番、板倉恵一議員。
- **〇5番(板倉恵一議員)** おはようございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいというふうに思います。

高齢者、障害者対策についてであります。

令和3年度から5年度の弥彦村高齢者保健福祉計画、障がい者計画が出されました。改めて、

現在、こんなに多くの方が身体に故障を持っていることに驚かされました。弥彦村は山坂が多い 地形です。公共施設を造るにしても、それらを頭に置いてその地形を利用した建物を造っていた だきたいというふうに思っております。

昨年の一般質問で、弥彦村の23年後の人口は5,000人を割るという内容で質問を行いました。何も対策を打たなければそうなりますというのがそのときの村長の答弁でありました。昨年、総務省の発表によると、現在65歳を超える高齢者は2,589万人、全人口の28%、障害者は964万人で、全人口の7.6%となり、高齢者、障害者を合わせると3,500万人を超えます。

では、弥彦村を見てみると、弥彦村高齢者保健福祉計画書によれば、令和2年10月1日現在、 65歳以上の高齢者は2,536人、31.9%です。

人は40歳を超えると誰でも、突然、脳梗塞を発症する可能性があります。それで手足が不自由になったり、不整脈で心臓に人工弁を入れたりして障害者手帳を持った方もおられます。その数434人、5.44%でありますが、特に今は新型ウイルスにより気持ちの安定が難しいときです。そんなストレスいっぱいのときにはいろいろな病気が発生します。

人は年を取ると機械と同じで金属疲労を起こします。足が痛い、腰が痛いなど、ともすると自分で動けなくなります。それらを想定して、弥彦村を高齢者に優しい村、子供に優しい村にしたいと考えますがいかがでしょうか。

そこで、昨年11月に弥彦村障がい者連絡会、弥彦村手をつなぐ育成会、弥彦村玉うさぎ会の3 団体の方が障害者福祉に関する要望書を村に提出しました。その中から質問をしたいと思います。 災害時弱者の避難個別計画の策定について、要支援者の選定、地域住民への周知、地域で支え 合う仕組みづくりなど、より実効性を高めるべく、さらなる検討をお願いしております。それに 対して村の回答は、今後も避難個別計画に基づいた避難訓練等を全自主防災訓練において働きか けを行うと回答しております。村の考える災害時弱者とはどのような方を想定しているのでしょ うか。

今年は北京オリンピック・パラリンピックが行われております。この競技者の方々を見て感じることですが、行政が優しいということは単に親切だけでなく、その方たちを生活の応援だけでなく、どう支援するのか、お手伝いできるのかと思います。1から10まで完成させるまで応援することでなく、基礎づくりの応援も大切であります。高齢者の方もしかりです。高齢者は危ないから自宅で自粛してくださいと国を挙げて、今、言われております。そういう自粛してくださいでなく、人混みを避け、間合いを取った中で動かないと、高齢者の方はより自宅に引き籠もり、新型ウイルス明けには動けなくなります。それについて村の行っている対策を伺います。

質問は以上であります。よろしくお願いします。

- ○議長(安達丈夫議員) それでは、答弁を求めます。 村長。
- **〇村長(小林豊彦)** 板倉議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるように、高齢者に優しい村、子供たちに優しい村は、私も全く同感でござい

ます。そのような方向で行政を進めていきたいと思っております。例えば、新型コロナワクチン 接種の高齢者の場合には、バスを用意して高齢者の方に打っていただきました。それも高齢者に 優しい村にしたいという表れだというふうにご理解願いたいと思います。

具体的な今のご質問については、担当課長のほうからお答えさせていただきます。

- 〇議長(**安達丈夫議員**) それでは、福祉課長。
- ○福祉課長(坂爪明博) 今ほどのご質問にお答えいたします。

1つ目の、村が考える災害時弱者についてでございますが、弥彦村では弥彦村避難行動要支援 者避難支援計画というものを定めており、その中で、避難行動要支援者については、おおむね75 歳以上の独り暮らしまたは高齢者のみ世帯の方、身体障害者手帳1級または2級を所持する方、 療育手帳Aを所持する方、要介護認定3以上の方、保健所が指定する優先度1から3の難病患者 と定めております。

以上です。

- 〇議長(安達丈夫議員) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(松井裕美子) 2つ目のご質問でありますが、新型ウイルス感染症渦中における 高齢者の健康管理についてでございますが、弥彦村では高齢者の健康づくり、介護予防の取組と いたしまして、楽ちょこ体操や健幸アップ教室を新型ウイルス感染症渦中においても感染症対策 を行いながら実施し、筋力低下防止に努めております。

また、健康状態が把握できない70歳以上の高齢者に対して、直接ご自宅に訪問しお話を伺う、 お元気ですか訪問を令和2年度から実施し、新型ウイルス感染症渦中における生活状況等を把握 し、必要に応じ健康相談や、介護予防教室へつなげ、高齢者の健康管理に努めております。 以上です。

- 〇議長(安達丈夫議員) 板倉議員。
- ○5番(板倉恵一議員) 村のほうでも、楽ちょこ体操等いろいろとやっておられますが、その中で、私が聞く話によると、女性の方が主で、男の方はなかなか出てこられないといいますか、出てきていないというような話を聞いております。その辺に対する対策というのは何か行っているんでしょうか。
- 〇議長(安達丈夫議員) 健康推進課長。
- **〇健康推進課長(松井裕美子)** なかなか男性の方が来られないという言葉はこちらも聞いております。男性に関する対策としましては、板倉議員さんも参加しております男性の料理教室とか、そういったものを実施しながら参加を勧めております。 以上です。
- 〇議長(安達丈夫議員) 板倉議員。
- ○5番(板倉恵一議員) 男性の料理教室は今年度はほとんど行われないような状況の中で、やはり私が思うに、男性はそういうところにはなかなか出ていけないのかなというふうに私も思っております。

そういう中では、なるだけ男の人をどうやってそういうような場所に引っ張り出していくのか というようなことが一つの課題かなと思います。そういう部分でこれからまた努力をしていただ きたいというふうに思っております。

それで、直接自宅に伺っているという話を今されましたが、そういう中では、私がいろいろなところで聞いていると、なかなか自粛、自粛で、今はもうストレスいっぱいなんだよねという話を聞きますが、その辺というのはどういうふうにして感じておられますかね。

- 〇議長(安達丈夫議員) 坂爪課長。
- ○福祉課長(坂爪明博) お元気ですか訪問についてでございますが、令和3年度の訪問件数が約270件程度、それらの世帯に聞き取り調査などをした結果がまとまっておりまして、その中では、お元気ですか訪問の対象になっている方が介護の世話にもなっていない方とか、あとは健診にあまり参加していただけない方ということなので、それらの方については、生活状況や困り事については、比較的、あまり困っていない方がアンケート結果で出てきております。

ただ、その中でもごく一部、やはり健康アップ教室や介護の申請につながる方というのがいらっしゃいますので、そういったごく一部の方へのアプローチという意味でも、このお元気ですか訪問、全戸訪問というのはとても重要であるというふうに考えております。

把握という意味では、以上になります。

- 〇議長(安達丈夫議員) 板倉議員。
- ○5番(板倉恵一議員) 直接自宅に伺っていろいろな高齢者の方とも話をする、その中でやはり信頼関係を結んでいくというのは大事なことだというふうに私も思っております。是非ともやはり何かあったらそういうところに連絡をするというシステムだけでもつくっていただけるといいのかなというふうに思っております。

それから、災害時弱者に向けた関連で、防災・情報課長のほうにお聞きをしたいと思うんですが、2019年、各地に記録的な大雨で、大河津分水路が氾濫するかどうかで大騒ぎしたこともまだ記憶に残っているところでありますが、今年2月6日の新潟日報での水害、地図、障害者対応2.6%の見通しがありました。

目が不自由な方のための音声や点字盤など、障害者向けの水害ハザードマップを作成済みの自 治体は16都道府県の41市町村にとどまっているというような内容で、国土交通省の調査で分かっ たという記事が載っておりました。

県内では長岡市と見附市が作成しておりますが、一般の方向けのマップは進んでおりますでしょうか。災害弱者への対応が遅れているのが実態じゃないのかなというふうに思います。弥彦でも災害マップがありますが、最新版の発行予定はあるのかどうか、分かりましたらどのような構想にするのか、お聞かせをしていただけるとありがたいなと思いますが。

- O議長(安達丈夫議員) 防災・情報対策課長。
- **〇防災・情報対策課長(浜田禎介)** ただいまハザードマップについてご質問をいただきました。 発行予定でございますが、今現在、皆様の世帯に配布しておるものが平成29年の3月に配布して

おるものでございます。それから、5年ほど経過しており、中身についても変わってきていると ころがございますので、令和4年度の予算で、新しくこちらのハザードマップでありますが、こ ちらを更新する予定となってございます。

以上でございます。

- 〇議長(安達丈夫議員) 板倉議員。
- ○5番(板倉恵一議員) その中では、やはり、新聞なんかでも水害地図、障害者対応で作成済みとか、作成中、検討中が94と、市町村が音声が一番最多で、次いで点字というふうにありました。今は便利なものがありまして、私は議会の編集委員長をやっておるんですが、弥彦の議会広報に導入したいと思っているのはQRコードというものがあります。

例えば、ハザードマップに、右下とか左下にQRコードを入れて、声と動画で現在の状況を周知することはできないものなのかと。そうすれば、わざわざ大河津の川の縁まで水位を見に行くという方も減少すると思われます。

村長は、来年度、国にデジタル庁ができるに当たって、弥彦村もデジタル化に取り組みたいというふうにおっしゃられておりますが、その辺についてQRコードを入れるという部分についてはいかがでしょうか。

- **○議長(安達丈夫議員)** 防災・情報対策課長。
- **〇防災・情報対策課長(浜田禎介)** QRコードでございますが、今現在、こちらのマップを作成をする予定でございますが、それを作成する際に、スペース等を工夫いたしまして幾つか入れたいと考えております。

具体的には、国土交通省の信濃川河川事務所のサイトがございますが、そちらにアクセスしますと、リアルタイムで信濃川の水位が分かるようになっております。今現在十何メートル、11メートル、12メートルというように分かるようになっておりますし、また、カメラも設置してございますので、それもリアルタイムで、今現在の信濃川、大河津分水路の様子が分かるようになっているサイトがございますので、そちらにQRコードを読めば、すぐ、ご自分のスマートフォンから接続をして、その場へ行かなくともリアルタイムで水の状況が分かるようにしたいと思っております。

また、気象庁のサイトでございますが、キキクルというサイトがございます片仮名でキキクルでございますが、こちらは大雨等が降った際に、土砂災害の危険度が分かるものとなってございます。色分けがしてございまして、危険な順から紫、ピンク、オレンジと色分けがしてございます。こちらを見ていただきますと、今現在、自分のお住まいなっている、また近くの山がどういう状況になっているかというのがリアルタイムでこちらも分かるようになっておりまして、こういった国が用意しているサイトにアクセスできるように、スペースを工夫してQRコードを載せたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(安達丈夫議員) 板倉議員。

○5番(板倉恵一議員) 是非ともそういうようなものを入れて、リアルタイムに今の状況が見られるような、それと併せて簡単にそういうような状況が分かるような形にしていただければありがたいなというふうに思います。

そういうふうな、やはり、これもそうなんですが、目の不自由な方用に、私も議会広報に、いろいろなところの議会広報を読んでおりますが、ほとんどの各自治体の議会報にはQRコードが載っております。そういう中ではライブ配信も行われているところもあります。そういう中では、体が不自由で来られない、目が不自由で来られない、議会にも来られないという方用に、そういう議会広報の中にQRコードを入れていただくというようなことは、せっかくデジタル化を目指すのだったらそこまでできないものかなというふうに考えましたが、いかがなものでしょうか。

[「議会広報」と言う人あり]

- ○議長(安達丈夫議員) 広報やひこの話ですか。
- ○5番(板倉恵一議員) 広報やひこの話にQRコードも一緒に入れられないものかという話ですね。
- ○議長(安達丈夫議員) 議会だよりじゃなくて。

[「「議会だより」と言う人あり]

- O議長(安達丈夫議員) 弥彦村の広報、広報やひこに載せないかという。 総務部長。
- ○総務部長(志田 馨) 今のご質問、広報やひこに議会の活動についてのそういった状況をQR コードで載せられないかということでよろしかったですか。
- **〇5番(板倉恵一議員)** ちょっと違うんだけれども、はいどうぞ。まあ、いいです。
- ○議長(安達丈夫議員) 今一度、質問をしてください。
- ○5番(板倉恵一議員) すみませんです。せっかくね、そういうQRコードという便利なものができたんだったら、議会、今、今日も議会をやっていますが、そういう議会の状況も聞きに来られない人がやはり多くあります。所用で来られないという人もあるんですが、そういう人のためにも議会広報の中に、議会だよりの中に、そういうQRコードがつけられないものかなというふうに、今、QRコードの話をしていて、そういうふうにして感じたんですが、いかがなものでしょうか。
- ○議長(安達丈夫議員) 議会だよりにという意味だよね。議長。

答弁をいたします。この議会だよりにQRコードを載せる、載せないというものについては、 議会広報委員会がありますので、そこでもんでいただいたり、また、そのほかの意見も議会並び に行政、総務課のほうとも相談しながら検討されているというふうに思います。

よろしいですか。

板倉議員。

○5番(板倉恵一議員) じゃあ、そうしたら議会編集委員会の中で相談をするような形で持っていっていい訳ですね。

それと併せて、国を挙げてデジタル化を進めているんですが、障害者手帳をスマホで撮って、必要なときはそれを提示するだけというようなシステムができないものかと。そうすれば手帳も痛まないし、また、不携帯もなくなると思います。これからは、皆さん、ガラケーじゃなくしてスマホというような形になります。そういう部分ではいかがなものでしょうか。

〇議長(安達丈夫議員) 福祉課長。

○福祉課長(坂爪明博) 今ほどの障害者手帳の関係でございますが、こちら、行政のほうで障害者手帳を必要とする場面については、手当や、医療費とか、そういった行政手続でどうしても手帳が必要になる部分というものと、あと、文化施設やそういった施設の割引のために手帳の提示を求める場面というのが考えられます。

行政手続上、その手当の申請やそういったもので我々が受付窓口になって、それが新潟県や連合会など上のほうにそのまま提出する際に添付資料として障害者手帳が求められているものについては、スマートフォンによる確認では用が足りませんので、そういった部分は省略できないものと考えております。

また、例えば弥彦の丘美術館や旧武石家でも障害者手帳の提示による割引というのを受けることができますので、そういった場面は確認で割引ができるものになっておりますので、今後、どのように対応するものかというのは検討の余地があるのかなと思っております。

以上です。

〇議長(安達丈夫議員) 板倉議員。

○5番(板倉恵一議員) これは私がちょっとネットで調べたんですが、ミライロのIDをスマホで撮影して、それで利用ができるというようなものであります。これが利用できるのが航空会社といいますか、飛行機のほうではJALとかANAだとか、それからバスでは新発田市コミュニティバスとか、鉄道ではJR東日本、それからJR西日本などがあります。佐渡汽船なんかもあります。

自治体でやっているところもあります。福井県とか新発田市、上越市、燕市、隣ですね、それから胎内市などもそういうものを利用してスマホで撮ったもので利用できるような形にまでなってきております。是非、行政のほうでもそのような形でこれから進めていただければ、また、そういうような方たちにも利便性があるのではないのかなというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

〇議長(安達丈夫議員) 村長。

○村長(小林豊彦) 今、議員のご指摘がまさにそのとおりなんですけれども、デジタルというか、 国がどういうスケジュールで、工程表で行政のデジタル化を進めていくというのは、まだ全く見 えていないんですよ。勝手にやれといってもそうはいかないし、多分、全国的な統一的なものが 必ず示されるというふうに思っています。

今まで報道されたのを見ますと、かなり各省庁との利害関係、権利、あれが絡まってきて、また縄張争いが始まっているようなので、そう簡単にはいかないと思いますけども、いずれそこの

方向へ行くと。

それを待ってから実際にやったほうが、また途中で変えざるを得ないような事態だけは、混乱を起こすようなことは避けたいというふうに思っています。そのために4月1日から、職員を2年間、デジタル庁に出向させますね。これ、全国から相当応募があったと思うんですけれども、早めに手を打っておいたおかげで、何とか弥彦村は入り込むことをやって、要するに、向こうのほうに出向できるようになりましたので、それを見ながら向こうのデジタル庁の方針を見ながら、あるいは向こうの指示を待って対応していきたいというふうに思っています。個別にやっていくと、あとでまたやり直せとか、システムを統一するからということになりかねないので、それを待ってからやりたいというふうに思っています。

- 〇議長(安達丈夫議員) 板倉議員。
- ○5番(板倉恵一議員) 是非ともそのような形で、もう動き始めたらそのような形で動く、それと、今からそういうような準備をしていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(安達丈夫議員) これで板倉恵一議員の質問を終わります。

なお、ここでしばらく休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。よろしくお願いいたします。

(午前11時12分)

〇議長(安達丈夫議員) それでは、再開いたします。

(午前11時23分)

◇ 丸 山 浩 議員

- ○議長(安達丈夫議員) 一般質問、次に、丸山浩議員の質問を許します。 4番、丸山浩議員。
- **〇4番(丸山 浩議員)** 通告に従いまして、ため池の現状と管理状況について一般質問をさせていただきます。

ため池とは、降水量が少なく流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水や防火用水 を確保するために水を蓄え取水できるように、また、大雨のとき一時的に貯水できるように人工 的に造成された池のことであります。ため池は全国に約16万か所存在しています。新潟県内では、 28市町村に約3,000か所存在しております。

ため池は、生物多様性の確保をはじめとする自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承 等の多面的な機能も有しており、希少生物など多様な生物の生息地にもなっています。

他方、ため池の大半は明治時代以前に築造され、貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に 基づかずに設置されたものが多いこと、劣化が進行しているものが多いこと、また、集落、水利 組合等によって管理されているものの、農業者の減少、または高齢化によって管理組織が弱体化するという傾向があることなどの課題を抱えております。

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、農業用ため池の決壊によって、人家・公共用施設及 び農地に被害が発生しております。決壊により浸水が想定される区域に住宅等が存在し、大規模 な地震、または豪雨によって決壊した場合、生命及び財産に甚大な被害を及ぼすおそれがある農 業用ため池が存在しております。

新潟県の防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画においては、令和2年に制定された 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、県内の農業用ため 池653か所を防災重点農業用ため池に指定するとともに、浸水区域に存在する住宅等の状況及び 決壊した場合の影響度を踏まえ、防災工事等推進計画を定め、県・市町村等の関係者はこの推進 計画に基づき、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価並びに防災工事を連携して効率的に実施す る。

また、防災工事等を実施するに当たっては、防災重点農業用ため池の有する多面的な機能に配慮するものとする。更に、防災工事を実施するまでの時間を要することからハザードマップ作成等のソフト対策を優先して、全ての防災重点農業用ため池で決壊時に迅速な避難行動につながる仕組みを推進していくというふうにあります。

そこで、村内のため池の状況と管理の状況について伺います。

- ○議長(安達丈夫議員) それでは、答弁を求めます。 村長。
- **〇村長(小林豊彦)** 丸山議員のご質問について、私よりも担当課長のほうがふさわしいと思いますので、担当課長のほうより説明させていただきます。
- 〇議長(安達丈夫議員) それでは、防災・情報対策課長。
- **〇防災・情報対策課長(浜田禎介)** それでは、ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

弥彦村内には、農業用ため池が麓地区に3か所、上泉地区に1か所の計4か所ございます。そのうち、麓地区の2か所と上泉地区のため池が防災重点農業用ため池に指定をされているところでございます。

まず、防災としての観点からお答えいたしますと、議員ご指摘のとおり、ハザードマップ作成 等のソフト対策を優先して取組を行っております。

防災重点農業用ため池は、大雨や地震により決壊し周辺地域に被害が及ぶおそれがあります。 そこで村では、昨年9月に、麓二区の2か所及び上泉地区の1か所のため池につきまして、麓二 区・上泉地区の土砂災害ハザードマップに、当該ため池が決壊した場合の浸水想定区域を追記い たしまして、新たに土砂災害・ため池ハザードマップとして作成をいたしまして、両地区に全戸 配布を行ったところでございます。

なお、管理状況につきましては農業振興課より答弁させていただきます。

私は、以上で終わります。

- 〇議長(安達丈夫議員) 農業振興課長。
- **〇農業振興課長(鈴木光英)** 農業振興課のほうから、追加で説明をさせていただきます。

令和3年までに新潟県が実施いたしましたため池の地震、それと豪雨の耐性評価におきまして、被害想定で危険度の高いA判定から危険性の低いC判定が評価されたところであります。

弥彦村につきましては、いずれも4か所のため池はC判定となっております。ため池の決壊によります災害発生の危険性は低いものというふうに想定されているところでございます。

新潟県では、危険性が高い緊急性を要するため池から順に、防災工事等推進計画に沿いまして 改修工事が行われる予定となっております。 C 判定の弥彦村につきましては、今回、ソフト面で の対策を優先させていただいたということでございます。

また、ため池の管理につきまして、こちらは地元の自治会が行っております。大雨や地震等の 災害発生時につきましては、管理者であります自治会がスマートフォンのため池管理アプリに入 力することで、リアルタイムでため池防災支援システムに反映され、村・県・国、その他の関係 機関と、被害状況等が迅速に報告されまして、情報が共有されるという運びになっております。 以上であります。

- 〇議長(安達丈夫議員) 丸山議員。
- **〇4番(丸山 浩議員)** ただいまの防災・情報対策課長さんのお答えに対して、ちょっと質問を させていただこうと思います。

つい最近なんですけれども、3月5日付の新潟日報さんの記事です。新潟県が4日に県独自の地震被害想定を24年ぶりに見直しして、最終報告書を公開いたしました。それを見ますと、従来想定していた人的被害の6倍強の被害が出てしまうのではないかという報告がなされておりました。

また、弥彦村は長岡平野の活断層帯に属しておりまして、強力な地震が発生したり、また、プラス、大雪や、また大雨等の悪条件が重なった場合、今、現状、村内に4か所あるため池において、土砂災害も含めて破堤をしたりですとか、そういった甚大な被害が想定されます。

これらも踏まえて、ため池の管理並びにそういった災害時の対策についてどのようなお考えを 持っているか、弥彦村としてどのような対策を講じておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

- **〇議長(安達丈夫議員)** 防災・情報対策課長。
- ○防災・情報対策課長(浜田禎介) それでは、ただいまのご質問についてお答えをいたします。 先ほど答弁でもお答えいたしましたが、こちらに実物を持ってきてございますが、こちらが先 般、皆様方にお配りしたこれは麓二区のものでございます。弥彦村全世帯にお配りしたものより も大きく表示してございます。ここに浸水が想定される地域ということで、ちょっと見づらくて 申し訳ないんですが、こちらに色を塗った場所がございます。こちらのお住まいの方については、 万が一の際には水が来るおそれがあるという場所になってございます。

なお、水の水深でございますが、県の想定でございますとおよそ最高でも30cmほどの水深であ

ろうと想定されております。また、麓地区、上泉地区は坂の場所でございますので、確かに水が 来た場合、一旦は床下浸水まではするかもしれませんが、その後は恐らく下まで流れていって、 そう長くは水が滞留しないと思われます。

ただ、実際、地震の場合は、いつ何どき起こるか分かりませんので対応というのはちょっと難 しいかもしれませんが、大雨等の場合は、事前に住民の方に危険であることをお知らせすること が可能であると思っております。

先ほど、別の答弁で、私、お答えいたしましたが、気象庁のサイトでありますキキクルであるとか、ああいったものから、大雨が降って非常に危険な状態である、そういった場合につきましては、該当する地区に対して防災行政無線、それから、緊急告知ラジオ、また、最終的には職員が直接、広報車に乗ってその該当地区を回って至急避難するようお願いをする、こういったことを想定してございます。

以上でございます。

〇議長(安達丈夫議員) 丸山議員。

○4番(丸山 浩議員) 次の質問ですが、農業振興課長さんのほうにお伺いいたします。

先ほどの答弁の中で、管理は基本的には所有者である地域の方に基本的な管理をしていただくということでございました。実際、村内4か所のため池のある地域から、例えば、ため池の周辺、のり面が非常に傷んでいるとか、例えば、あと夏場、臭いがするですとか虫がどうだとかというそういった地域からの声というのは、役場のほうに要望として上がってきておるのでしょうか。

〇議長(安達丈夫議員) 農業振興課長。

○農業振興課長(鈴木光英) 今ほどのご質問でありますけれども、役場のほうに正式な文書として要望等々は上がってきてはおりません。けれども、口頭で、上泉地区のほうからになりますけれども、夏場の悪臭、それにつきましてはご相談を1回受けたことがございます。

それに対する回答といたしましては、先ほど議員のご質問の中にありました、ため池につきましては多面的な機能を有するというところから、多面的機能支払交付金という国の直接支払交付金の制度がございます。これが農業用に限ってになりますけれども、農業用ため池ということで4か所ございますのでこの交付金を使うことができます。

多面的な機能を維持するという部分で、先ほどもお話しいただいたように景観形成であったりとか、それから生物の多様性を守ったりとか、それから防災のところも兼ねてそれを維持するという意味で活用できますので、そういった交付金を活用していただいて、ため池の保全、それから修繕、そういったものにご活用いただければということでお答えをさせていただいております。以上です。

〇議長(安達丈夫議員) 丸山議員。

〇4番(丸山 浩議員) 実際、その管理自体が地域に委ねられているということで、最初に私が 言ったとおり、管理している農業者の皆さんの減少ですとか、あと地域の住民の方の高齢化等あ りまして、管理をする組織なり体制が非常に脆弱になっているというのが実際のところだと思い ます。

そこで、ため池の管理的な部分を行政、村のほうで管理なり、補修なり、修繕なりということをやっていくことというのはできるものでしょうか、いかがでしょうか。

- 〇議長(安達丈夫議員) 農業振興課長。
- ○農業振興課長(鈴木光英) 今回のこの4か所のため池が村有地ということであれば、村が当然、 管理をする義務が生ずるかと思います。ただ、これが自治会なりが所有する、全てこの4か所、 それに該当しておりますので、行政のほうからそれにつきまして、直接、管理を行うということ はできない訳であります。

先ほど、お話をしました多面的機能支払交付金、こちらにつきましては、集落のほうで保全会 組織というものが形成されております。議員がおっしゃいますように、集落におきましても少 子・高齢化であったりだとか、参加する方々がなかなか少ないということは重々存じております。 それに対しまして、農業者のみならず地域の住民の方々、例えば、子供会であったりだとか、 例えば老人会であったりだとか、その自治会、集落全員がその保全に携わるということで、この 多面的機能支払交付金というのは想定されておりますので、これは、その集落、集落の実情に合 わせて大勢の方から参加していただいて保全に努めていただくということで、我々もアドバイス をさせていただいているところでございます。

以上です。

- 〇議長(安達丈夫議員) 丸山議員。
- **〇4番(丸山 浩議員)** 今ほどの多面的機能支払制度交付金の件でございますが、令和4年度新年度の予算書においても、農地費の中で4,800万円、予算が組まれておりました。

実際、令和3年の実績というのはまだ出てきていないかとは思うんですけれども、前年、その前の令和2年度に関してのこの交付金、また、制度の実施の状況、村内の実績を教えていただきたいと思います。

- 〇議長(安達丈夫議員) 農業振興課長。
- 〇農業振興課長(鈴木光英) 令和3年度まで交付金の額が決定しております。ただ、3年度の活動内容につきましては、今、まだ集落のほうから、その保全会組織のほうから結果が通知されておりませんので、我々のほうは掌握はしておりません。

令和2年度の事業費でありますけれども、総額で4,326万1,451円、これは村内の13組織が活動 した結果となっております。

どういったものが主な活動にあるかといいますと、例えば、農道の砂利敷き、それから水路の 泥上げ、更に草刈り、そういったものとか、ほかに遊休農地を活用しましたサツマイモの収穫イベント、ほかに草花等の植栽等々、様々な活動がその保全会組織によって行われております。

令和3年度、昨年につきましては活動組織が14組織ございました。事業費の合計でありますが、 4,757万2,699円となってございます。

以上です。

- 〇議長(安達丈夫議員) 丸山議員。
- ○4番(丸山 浩議員) ただいまの交付金ですが、あぜの草刈りですとか、あと、用水路の泥上げ、草花を植える、景観を良くする等々に交付金が対象となりますということで、今、話をしていたため池に対してもいろんな部分で対象になると思われます。

更に村内ため池の中には農業用のみならず、消雪用に水を利用したりですとか、防災に使ったりといういろんな使い方をされておると思います。実際に、法的な使い方のみならず、いろんな使い方をされておるので、こういった多面的機能支払制度を活用し地域住民の負担にならないように、いろんな取組を村としてサポートしていただけたらと思います。

実際は、主体は地域住民になりますので、村がということはなかなか難しい部分になるとは思うんですけれども、こういった交付金事業に関しては非常に申請なりが煩雑で難しいという声も聞かれますので、そういった部分での村行政のサポートも、これから、今までもしていただけているとは思いますが、サポートを更にしていただけたらと思います。

- 〇議長(安達丈夫議員) 農業振興課長。
- **〇農業振興課長(鈴木光英)** 今までもそうでありましたように、これからも各集落の保全会組織等からご相談がございました際には、適宜、的確にアドバイスをさせていただく、お手伝いをさせていただくということでよろしくお願いいたします。
- 〇議長(安達丈夫議員) 村長。
- **〇村長(小林豊彦)** 多分、丸山議員が、今、最後にご質問になったときに、農業用のため池だけ じゃなくて、ため池はほかにもあると、これは事実なんです。それをご質問されたと思っている んですけれども、もっと端的に言えば浅尾の池ですよね。

あれは、私、大字弥彦のものだとばっかり思っていたんですよ。ところが、うちの観光商工課 長から、議員がこういう質問をされたとき、多分、そっちが入っていないんじゃないかと思って 調べさせたら、あそこは昭和53年から都市公園法に指定されているんですね、村が申請して。そ うすると、話が全然違ってくるんですよ。

私が調べた限りでは、都市公園法に指定するということは所有者が村に変わっちゃうんです。 あれは村のものなんですよ。ということは、都市公園というものは国有地とか村有地じゃなくて、 いろんな民有地も一緒に含めて整備するので、そのときに、都市公園にするということに対して は、民有地を自治体に移管することによって税金がなくなるんですよ。

そのために、一旦全部、村のとか、あるいは市町村にもある。それがなかなか分からなくて、例えば弥彦公園が神社のものだと私はそう思っていました。神社のものだから、あれに対しては新たな協定を結ばないとできませんよと。要するに、お金の、税金を使うときはそれなりのちゃんと法律的なあればないとできないからやっているだけであって、そのためには新しく協定を結んでやりましょうといって結んでいただきました。

ところが、都市公園法、これは後でまた顧問弁護士と相談しますが、調べてもらいますけども、 都市公園法に申請するときには、全部、村の所有地になっている。所有権は村に移転しているは ずなんです。神社は、ここは宗教法人だからもともと税金は払わなくてよかったから、あれなんでしょうけれども、そうでなかったら税金を払っていかなきゃいけない。

そういうことを考えますと、あの浅尾の池というのは、私、見ました。確かに都市公園法の対象地域。そうすると、あれは村のものだから、住民の方が言われる前に村としてやっていかざるを得ないということで分かりましたので、そのままやりたいと思います。

ただ、もう少し、実際に弁護士と相談してはっきりしてから。私の理解では民有地も全部一旦、 公共用地として提供するということになって、そうじゃないと、都市公園法の指定には対象にな らないんですよ、指定されないので、その辺のことを踏まえてもう1回ちゃんと対応を考えたい と思いますので、よろしくお願いします。

- 〇議長(安達丈夫議員) 丸山議員。
- ○4番(丸山 浩議員) ありがとうございました。

今回、私、農業用ため池に関わる質問でございましたが、ちょっと浅尾池に関しては自分もちょっと想定はしていなかったんですが、地元の住民からやっぱりそのような心配がちらほら聞こえておりました。

大字の管理となりますと今度、浅尾池で万が一何かがあったときに、大字が、大字弥彦が管理 責任を問われるという心配があるということで、役場のほうといろいろご相談をされていたとい うのはお聞きをいたしました。

そういった面で、これから、どうも誰が所有者だとか管理するとかというのが今までも今もちょっとはっきりしていないし、過去もそういった部分が曖昧になっていた部分があるというふうに聞きましたので、これからその部分の線引きをはっきりしていただければと思います。

- 〇議長(安達丈夫議員) 村長。
- **〇村長(小林豊彦)** あれは、都市公園法に指定された段階で村有地です。ですから、もう1回、 それは弁護士に確認しますけど、それに合った対応をしていきたいと思います。
- 〇議長(安達丈夫議員) 丸山議員。
- ○4番(丸山 浩議員) それでは、以上で質問を終わりたいと思います。
- ○議長(安達丈夫議員) 以上で、丸山浩議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩といたします。

再開は13時30分といたします。

(午前11時51分)

- 〇議長(安達丈夫議員) お疲れさまです。
 - 一般質問を再開いたします。

(午後 1時27分)

◇ 本 多 隆 峰 議員

〇議長(安達丈夫議員) それでは、本多隆峰議員の質問を許します。

9番、本多隆峰議員。

〇9番(本多隆峰議員) 通告に従いまして、森のいずみ、文化会館ほか、その後の進捗状況と取組について、村長に質問いたします。

新型ウイルス感染症の勢いが増し、村長をはじめ行政運営に携わる皆様におかれましては、大変ご苦労されていることと存じます。また、一日も早く新型ウイルス感染症の収束を願うものであります。

本定例会は、新年度予算審議会であります。村長のこれまでの議会答弁について、その進捗状況と今後の取組について及び道路対策について伺います。

令和3年3月議会の一般質問において、弥彦村地域防災計画について質問いたしました。弥彦地域における廃業した大規模ホテル、旅館の安全管理、防災対応についての質疑に、旧森のいずみについては、村として何らかの責任を負わざるを得ない。いずれ早晩、決断をしなければならないとのことでありました。その後の進捗状況、今後の取組を伺います。

さきの12月議会において、公民館事業と文化会館の存続についての質疑において、村長は文化 会館改修に10億円くらいかかる。令和3年度、自主財源の状況を見てやれない数字ではない。た だ、やるとしたなら今の場所ではないところに造らなければならないとのことでありました。

その後、現文化会館に代わるものを建設したいとの村長の発言を聞き及んでまいりました。今 後どのような計画であるのか伺います。

次に、弥彦村通学路交通安全プログラム要対策箇所の道路対策について伺います。

県道弥彦停車場線と吉田弥彦線交差点(高倉電気店前)は、以前、吉田方面から駅前へ大型車両の左折が難しいので、高倉電気店・清水米店側を拡幅する話が出て、三条地域振興局からも見に来られたとのことでありますが、それ以来、音沙汰なしとのことであります。今後、県・村において、このような計画があるのか伺います。

村道浅尾線(浅尾・矢楯間)の道幅は狭く、車のスピードも速いため危険であるということで、 道路拡幅工事が行われて途中で止まっている状態でありますが、今後の取組について伺います。

県道石瀬吉田線(村越自転車店前)は見通しが悪く道路も狭いため、危険とのことであり、道 路改良工事が待たれております。進捗状況を伺います。

道路につきましては県道を含みますが、通学、通勤をはじめ地域住民の切なる願いでもあり、 対策を講じられますよう質問いたします。

以上であります。

O議長(安達丈夫議員) それでは、答弁を求めます。

村長。

〇村長(小林豊彦) 本多隆峰議員のご質問にお答えいたします。

まず、文化会館の件でございますが、昨年12月の議会で、まさに、本多議員の指摘されたような答弁をさせていただきました。

あの当時は、実はこれも前に少し申し上げたかもしれませんけれども、この件について更新は一切何も検討していませんと申し上げましたが、個人的にはずっと頭の中で考えておりまして、競輪事業で今、400から450のバンクですけれども、250バンクか、国際基準に合った、オリンピックとかでも使用しましたけれども、世界大会でもやっています、全部ドーム型で、内装を全部木材で使ったバンクに、今、なっています。それを千葉市がこの昨年の11月から、運用を開始しておりまして、既に実際に動き出しています。

90億円からと聞いておりますけれども、その90億円は、民間が出している。千葉市は一切出していないということで、これももう何回か答弁させていただきましたように、民間が90億円出すということはもうかるから出すのであるので、従来型の発想ではもうかるなんて考えられない。いろいろと調べて、いろいろお聞きした結果、経済産業省がもういずれ海外に、日本の競輪の車券を販売してもいいという方針を明確にしたということで、民間が90億円を出したということが分かりました。

弥彦村も、海外で車券を販売するとなると、中国は全部できませんけれども、社会主義のことなので。ただし、経済特区については可能であると。それから、台湾、ベトナム、要するにアジアの国々はみんなギャンブル大好きな国民ばかりなので、それと10億円近いマーケットが見込まれると。タヌキの皮算用ではありませんけれども、それで売れば90億円程度のお金は、程度のお金ということで済んで何とかなるというふうなことが分かりまして、ずっと中央の団体、それから経産省にも前にも申し上げましたように、表明します、弥彦がやりたいと。手を挙げますということをはっきり申し上げました。

だけど、いろいろありまして、去年の12月の後半の段階でどうしても駄目だというのがはっきりしました。その段階で、ならば、村と独自でやるしかないねということで、先般の招集のご挨拶の中で申し上げさせていただきました。

はっきりしているのは、そのときの12月の村議会のときも申し上げましたように、今のところは物すごく環境がいいところです。これは私も百も承知。あんな環境のいいところの文化会館、日本でも多分ないんじゃないでしょうかね。晴れた日には弥彦山を真正面に見て、あれは環境的に抜群です。ただし、当時の首長さんが、村長があそこを決められたときに、弥彦村がこれだけの高齢化して大変なことになるというのは、まず、全然想定できなかった。現実問題としては、今、高齢化した中で、冬季の場合、あそこまで自分で行くのがまずできません。車の運転は怖い。どうしても今の高齢化社会の中で文化会館をつくるとなると、これはもっと皆さんが来やすい場所に造るしかないということを考えております。

新年度に検討委員会を立ち上げさせて、検討していただくことにしておりますけれども、ゼロからの検討ではなくて、あらかじめ私ども執行部が作った方針案みたいなものについて、それについて検討していただかないと、時間だけかかってなかなか大変なことになりますので、そういう方向で検討委員会を私らが原案を作って、執行部で原案を作って、これで検討していただくという形を取らせていただければというふうに思っています。

基本は、新しいところに造る。新しい造るところに、これもずっともう弥彦村の物すごい過去からの懸案事項の11月の菊まつり、あるいはもみじ谷の紅葉のときのあの大渋滞、あの解消も合わせたものでなければならないと思っています。仮設の駐車場を造ろうと思いましたが、どう見積もったって年間3,000万円から4,000万円かかる。1か月か2か月のために3,000万円、4,000万円の皆さんの税金を使う訳にいかないので、無理だと。

そうすると、新しい会館を造るとなると、当然、駐車場も必要ですから、それも併せて建設できると。その場合は、今、国・県にお願いしてあります国道289号線の弥彦村延伸と、それからこれも県にお願いしてあります県道新潟寺泊線のバイパスで岩室から、石瀬からの延長、これも併せて、それも踏まえた上での場所の選定をしていかなきゃならない。

そうなると、平野部になって、多分、田んぼの用地買収をして、そこをずっとやらなきゃいけないんですけれども、今、一番弥彦村としてはありがたいのは、大河津分水のまだ、あの土砂がこれからも大量に出るんで、河川事務所の所長さんに言うと、あれは始末に困ると。非常に困っておられる。弥彦にくださいと言ったらもう喜んで持って行きますと。輸送費はただ同然ですからということでちょうど条件的に合うので、それも踏まえて早めに決めなければならないなというふうに思っております。

せっかくですから、そのときに、農地転用は難しいというのは、うちの担当者からよく聞いています。県ではなくて農地転用の大規模4ha以上になると、北陸農政局の担当になる。更にそれから上になってくると、ある程度、もう霞が関の農林省、農水省、本省まで行く場となりますので、時間がかかること、これは間違いないので、早めに着手しなければ駄目だと思いますし、最後には、政治の力もお借りしたいというふうにもう覚悟しております。そのための整備も、大体見えていますので、何とか今やればできるかなというふうに思っております。

大体、4年から5年先ぐらいに完成の予定で動き出せばいいのかなというふうに思っています。 例えば、土地の土砂の搬入にしても3年は置いて、地面が安定するまで時間が必要ですので、そ のためにはリードタイムが3年ぐらい必要なので、それを考えますと早めに決めていかなきゃな らないし、新年度中には検討委員会の結論を出していかないと間に合いませんね。そのためにも 執行部側である程度原案を作って、それについて検討をしていただきたいというふうに思ってお ります。

それから、そのほかについては担当のほうから、課長からご説明いたしますけれども、1点だけ、弥彦の交差点の入り口の交差点、高倉電気のところについては非常にいい感触だったんです、 去年の段階では。ところが、どうも聞いていると県の予算が非常にタイトなので、その意味でなかなか、またはほとんど見送りにされるような感じもしております。

私自身、知事に対しては要望をいろいろやっていますけれども、そういう個別の要望は今までかつて一回もやったことはないんですよ。これまでの主な要望というのは、289号線の弥彦村延伸、県道のバイパスのあれを延伸、これも知事に言ったかな。

もう一つ言っていたのは特別支援学校が、新潟市が弥彦の子供たちを受け入れなくなりました

から、それからもう月ヶ岡へ行かざるを得ない。月ヶ岡まで片道50分もかかって必ず保護者がついていかなきゃ駄目ですから、非常に負担がかかるので、何とかして県央に県立の特別支援学校を造ってくださいと、これはもう知事に直接お願いしました、何回か。

ずっと下から窓口からやっていたら、こんな、オーケーになる訳ないので、お願いしまして、これは、議員も承知のように先般、燕労災跡地に特別支援学校建設が内定いたしました。知事と直接電話で話す機会があって、直接礼を言いました。あれは知事がやってくれたのでありがとうございました、多分、否定しなかったんだから、そのとおりだと思いますけれども、どうしても駄目ならば、今年が駄目、動かないようであれば、案件については直接知事に直談判し、陳情いたします。

あとは具体的なほかのは、担当課長のほうから答弁させていただきます。

- **〇議長(安達丈夫議員)** それでは、建設企業課長。
- **〇建設企業課長(丸山栄一)** それでは最初に、旧森のいずみ購入について答弁いたします。

今年度、旧森のいずみ購入の交渉を進めてまいりましたが、8月に個人所有者1名の死去に伴い、資産相続の手続が必要になりました。その後は、法定相続人の相続放棄に伴い、現在、申立てにより裁判所で相続財産管理人を選任しています。

今年度中には、同管理人が選任される予定となっておりますので、選任後は建物と用地の売買 交渉を再開します。

なお、売買が成立した場合は、建物を解体して更地にする予定であり、土地の有効利用と地域 活性化を図るため、旧競輪選手宿舎跡地と一緒に売却を考えています。

続きまして、通学路交通安全プログラム要対策箇所の道路対策につきましては、吉田弥彦線は 県道であるため、毎年、新潟県三条地域振興局に道路改良の要望をしていますが、事業化にはま だ至っておりません。なお、今後も引き続き県に事業化の要望をしてまいります。

また、県道石瀬吉田線の道路改良につきましては、現地調査や測量設計を終えて事業化されて おりますが、現在、用地交渉の件で一時中断しております。こちらも引き続き県に事業再開を要 望してまいります。

最後に、村道浅尾線につきましては、平成30年度と令和元年度に距離110mの道路改良工事を 行っております。令和4年度は、工事済みののり面が脆弱であるため、のり面一部の保護工事を 行う予定です。なお、今後も引き続き道路改良工事を行っていく予定です。

以上で答弁を終わります。

- 〇議長(安達丈夫議員) 本多議員。
- ○9番(本多隆峰議員) 文化会館につきましては、長年、村民の皆様は今の総合文化会館に親しんでまいりまして、様々な思い入れもあるかと思います。そういう中で、村長は初日のお話では財政的に何とか見通しがついた、体力がついたということで、このことに踏み切ったと。これは今までずっと前の村長さんたちもそうでしたけれども、判断ができなかったような状態でありましたけれども、一番は自主財源の見通しがつかなかったことが最大かと思います。

それでも、さっき村長が言われたようにあそこの弥彦山を見るロケーションですか、あれはも うどこにも負けないようなすばらしいものがありますし、今の文化会館の価値も非常にいいもの があると思います。

そういう中で是非お願いしたいのは、そういう村民の中ではまだまだもったいない、何とか使ってくれという方もおられると思いますので、その辺のところを行政側のほうで上手に理解を求めるようにしていただきたいと、そういうことが1点と、新文化会館検討委員会を設立していくということでございますけれども、私、一応、お願いなんですけれども、建物というのは建ててから壊すまでの間、これは生涯コストといいますか、ずっとかかる訳ですよね。それで建ったばかりのころは非常に皆さん、いい気持ちでやっていますけれども、段々、老朽化してまいりますと経費、維持、メンテナンス、その他、大分金がかかる訳で、建築物の持つ生涯コストを是非対象としていただきまして、プランを練っていただきたいと。

今の総合文化会館にしてみれば、この期に及んでもうどうにもならない、積立てがあった訳でもありませんし、いいときはいいんですが、今、ここに至ってはどうにもならない大きな厄介者になってしまう訳ですけれども、そういったことも見越しながら、新文化会館検討委員会等で、生涯コストを念頭に入れて、後年の人口が5,000人を切ると言われておりますけれども、後年の人たちの負担にならないように何とか配慮していただきたいと、それは要望でございます。

〇議長(安達丈夫議員) 村長。

○村長(小林豊彦) 文化会館には保存の方向で検討してほしいというふうなご意見だと思うんですけども、今でもあれは年間3,000万円の維持費がかかっています。ほとんどホールは使用しなくてもやっぱり維持費というのは3,000万円もかかるので、これを2つ並行するのはまず無理だというふうに思っています。

あの場所は、私は個人的には神社とご相談しなきゃ駄目ですけれども、一旦取り壊して、だけど、あのロケーションを使って新しい観光施設というようなものを造ったらどうか。しかも裏には県立の森がありますから、あれはほとんど、今、使われていない。あれと今の場所を使った新しい取組が何とかできるんじゃないかという気がいたします。しかも、あそこを取り壊せば、一番問題点の一つは、美術館を、あそこは更地にした場合、美術館だけあそこに残しておくということは保安上も非常に危険なので、非常にそれも問題になっているんです。

ただ、新しいものを何かあそこに造る、使って活用するとなると、今の場所で美術館の存続も可能だと思いますし、その辺も含めてやっていきたいし、せっかくの皆さんの、村民の皆様の気持ちも分かりますけれども、あそこはこのまま抱えていくというのはまず無理だというふうにご承知おきください。

それから、生涯の、あれはもし最初のときにそれをやっていてもらえば、その前に手が打てたはずなんです。あれは20年前ぐらいからちゃんとやっていれば今のようなことにならなかったはずだ。ただ、それでも、その場合はあそこまで行く交通環境を何とかしなかったら、冬季間、できなかったことがありますけれど、だけど、基本的にはうちの先人たちが前村長さんじゃなく、

その前から、きちんとやってもらえば別に問題はなかったはずです。要するに減価償却、民間でいう減価償却は全くやっていなかったから、何もしなくて突然やれと言ったら、そんなお金ある訳ないのでということを教訓にしまして、ちゃんとお願いしたいと思っています。

〇議長(安達丈夫議員) 本多議員。

以上です。

〇9番(本多隆峰議員) ちょっとニュアンスが違いますけど、私、反対はしておりません。逆に 言いますと、見切りをつけて新しい道をよく判断されたなと思う次第でございます。

この森のいずみにつきましてですが、もうちょっと確認させていただきたいんですが、これは 売買が終わり相続の問題が終わって、村が買い取りますね。それからすぐ解体して、よそへまた 売るというような形を取られるんでしょうか。それとも、村独自で何らかの活用方法を考えてい こうという考えなんですか。その辺だけ確認させていただきたい。

- 〇議長(安達丈夫議員) 村長。
- **〇村長(小林豊彦)** これは私のほうからお答えさせていただきます。

あそこ、村のほうに、今、200万円で買うのか、あるいは無償でいただけるのか分かりませんけれども、所有権が移転した場合取り壊そうと思っています。取り壊して更地にした場合に、実はあそこを更地にしたら買いたいというところがありまして、しかも今の競輪宿舎の跡地も合わせて全部買いたいというのはもう既にありますので、条件さえ合えば売却したいというふうに思っています。

- 〇議長(安達丈夫議員) 本多議員。
- ○9番(本多隆峰議員) 地元の方からのお話なんですけども、ホテルいずみの周りは大分鬱蒼としていまして、周辺の持ち主の方と、当時、山本さんでしょうかね、ホテルいずみのオーナーですが、はっきりした土地の、国勢調査においてもはっきりしていないと。そういうのがあって、周辺の地主さんにしてみますと、自分の台帳の面積よりも非常にかけ離れた数字になっていて、それがそのままになっているんですけれども、その辺のところはどうなるんでしょうかというような、まあ、お聞きしていただきたいという話になりましたんですけれども、その辺のところは今後どのような手順でやっていかれるか、お伺いしたいんですが。
- 〇議長(安達丈夫議員) 村長。
- ○村長(小林豊彦) それは向こうの所有権の移転をしてからの話になると思いますので、その後のことで考えています。もし民間のほうで買いたいというならば、これはもう民間でやっていただくしかないし、周辺についてはですね。あとは、登記上のことはこれはもう弁護士、司法書士さんとか立会いの下で、きっちりやるしかないというふうに思っています。
- 〇議長(安達丈夫議員) 本多議員。
- **〇9番(本多隆峰議員)** その辺ところは周辺地主の方々とよく、国調をやったらしいんですけれども、何かはっきりしていないような不満を持っておられるという話なので、その辺のところもよく加味していただきたいと思うんですが。

〇議長(安達丈夫議員) 村長。

○村長(小林豊彦) 国調は議員も立ち会われたと思います。私も立ち会いました。かなりむちゃくちゃですね。新しい国調になるとき、最終的には境界線もはっきりしない。昔は木をねじって、境界線はみんな、子供の頃のことはお分かりだと思うんですが、あったんですけれども、あれはみんな取られちゃったんですよ、非常にユニークだから。最後に台帳にあった面積で国土庁が全部線引きしたと思いますけれども、その辺のところは、もう国土庁と相談しながらやるしかないと思います。

だから、自分が持っている、うちの場合は、多分、本多さんもそうだろうけれども、増えるんですよ。昔の人はみんな小さく面積を少なく登記しているんです。税金逃れですよ、間違いなく。本当に。何でこんなにうちに山がいっぱいあるんだっていったら、いや、実際調べたら、これですと言われましてね、その辺も含めまして、所有権が移転してから考えたいと思います。

〇議長(安達丈夫議員) 本多議員。

○9番(本多隆峰議員) 弥彦村の通学路交通安全プログラム要対策箇所というのが13か所ありまして、このたび、特に3か所、ご質問させていただきました。というのは、住民の方からこのところはどうなったんだろうというふうな質問を受けましたので、あえて3か所、質問した訳でございますけれども、この一覧表というのがありまして、通学路交通安全プログラム要対策箇所一覧というのがある訳ですけれども、そういう中でなかなか県と西蒲警察署の関連する部分は、予算措置がならないということなんだと思うんですけれども、なかなか進まない状態であります。

弥彦村では、弥彦村通学路交通安全推進会議などというものができていて、関連所管の方々と 意見交換・連携をしているということでありますけれども、この辺の警察署・県との話合いがそ の場ではどのようになっているのか、お伺いしたいんですけれども。

〇議長(安達丈夫議員) 教育課長。

○教育課長(富田 憲) ただいまの本多議員のご質問にお答えいたします。

弥彦村通学路交通安全推進会議でございますが、こちらは関係する機関と一緒に、毎年、令和 3年度もそうなんですけれども、集まって通学路の合同点検を実施しております。

令和3年度につきましては、9月21日に一旦役場のほうに集まりまして、そこからバスで学校 等から要望のあった危険箇所について、一緒に見回りをしたところでございます。

そういった中で、県ですとか警察とかがなかなか進まないというようなお話でしたが、村としても教育委員会、また、教育委員会の役割としましては、学校等が要望してきた部分についてその対策箇所を示して、対策をお願いするというような役割でありますし、また、対策を実施する場合として道路管理者が実施する場合、道路管理者が実施する対策としましては、歩道の設置であったり、拡幅であったり、防護柵の整備が考えられると思います。また、警察が実施する対策としましては、信号機の設置や速度規制の実施等が考えられます。

そういった中で、この会議の中でも県や警察のほうにも要望しておるところですが、先ほどこの対策必要箇所の結果というのが県からきたんですけれども、新潟県の通学路の対策必要箇所と

いうのが出ておりまして、2,129件、これは新潟県内なんですけれども、2,129件という件数が出ております。こういった莫大な対策箇所の中で、やはり県も警察も、より優先度の高いものを先に行っていますという回答です。そういった中で、弥彦村の要望も十分私どもも話しておるんですけれども、県や警察のほうも優先度の高いものから順に行っているというようなお答えでした。

また、この合同点検が終わった後、10月21日には、個別に三条の地域振興局の地域整備部の担当の方とお話をさせていただきまして、具体的な方策について協議したところです。その中で、よりお金が少なくても効果があるような施工方法等も一緒に考えまして、お願いをしているところですので、近年中には施行していただけるものと思っております。

以上です。

- 〇議長(安達丈夫議員) 本多議員。
- ○9番(本多隆峰議員) どうもありがとうございました。

2,129件もあると、なかなか弥彦村にその順番が来るのは遅くなると思われます。いずれにいたしましても、是非とも、県・警察署のほうへ引き続き要望を出していただきたいと思います。

また、通学路交通安全のため、弥彦村の所管の部分に関してはできるだけ早めに措置していた だきたいとお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長(安達丈夫議員) これで、本多隆峰議員の質問を終わります。

◇ 那 須 裕美子 議員

- 〇議長(安達丈夫議員) 次に、那須裕美子議員の質問を許します。
 - 3番、那須裕美子議員。
- ○3番(那須裕美子議員) それでは、事前に通告させていただきました2件につきまして質問を させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず1つ目、弥彦村緊急告知ラジオ貸与についてです。

以前、ラジオが熱を持っていて火災につながらないか心配である、ずっと使用しているので、 電気代がかなりかかるのではないかと感じてしまう、返却したいがどうしたらいいかとのご相談 を受けたことがありました。

この件につきましては、既に増田防災監に相談をし、ラジオの必要性や電気代等について、相談された方に対してとても迅速な対応をしていただき、ご相談された方も納得をされ、現在も返却されることなくご使用を継続されていると聞きました。ですが、ほかにも、うるさいので使わずに放置しているという声も実際にあります。

有事の際の情報提供として、緊急告知ラジオ貸与の必要性は十分に理解できますが、貸与して 終わりではあまり意味がないと今回の件で感じてしまいました。そこで、お伺いいたします。

1つ目、貸与されている施設や世帯の把握はしていますでしょうか。

2つ目として、実際に使用されているのか、また、不具合はないのか等の確認をしたことはあ

るでしょうか。

3つ目として、改めて必要性を示したり、継続して使用していただけるようなご案内等はなされているのでしょうか。

この3点について伺いたいと思います。

次に、2件目のここで子育てをしたいと思える弥彦村に、についてです。

以前、私は令和2年3月議会において、産前産後の母親を支える人材をというテーマで一般質問をさせていただきました。もともと弥彦村には産婦人科医院はなく、私自身もお隣である燕市吉田地区の産婦人科医院にて出産をし、お世話になっております。しかし、令和2年1月をもちまして、健診、受診のみとなり分娩は一切受け付けなくなりました。より一層出産に関しては、弥彦村においては不便な状況になっております。

そのような状況でも、安心して子供を産み育てられる村になるためには、産前産後の母親を支える専門の人材の必要性を訴え、資格取得に係る費用の助成ができないかという質問でした。

当時の答弁では、県内では産後ケア事業を5市1町、産前産後ヘルパー事業は1市が実施している。資格取得の費用助成は、今後、財政に余裕ができた際には優先課題として考えたいとの答弁をいただきました。その後の進展はいかがなものか、お伺いしたいと思います。

私自身、前回の一般質問後に産前産後の母親を支えるための勉強をしてみました。 e ラーニングにて受講し、産後ケアリストの資格の2級と1級を実際に取得してみました。資格を取得したとはいえ、実際にすぐに直接お手伝いをさせていただくのは簡単なことではないことが分かりました。行政と連携していくことの必要性も感じています。子育て支援センターに、足を運べるお母さんばかりではありません。むしろ、そういった場に来られずにいるお母さんこそ、支えが必要だと私は考えます。

まずは、ほかの自治体で実施されている子育てコンシェルジュの配置や、支援センターなどに 来られないお母さんに対してのオンライン子育て相談など、弥彦村に見合ったものや大きな事業 ではなく、小さなことから一歩一歩進めてほしいと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいた します。

○議長(安達丈夫議員) それでは、答弁を求めます。 村長。

〇村長(小林豊彦) 那須議員のご質問にお答えいたします。

1つ目のご質問の弥彦村緊急告知ラジオ対応については防災・情報対策課長が、2つ目のご質問のここで子育てしたいと思える弥彦村については健康推進課長が、それぞれ答えさせていただきます。

- **〇議長(安達丈夫議員)** 防災・情報対策課長。
- **〇防災・情報対策課長(浜田禎介)** それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の貸与されている施設や世帯の把握はしているかでございますが、このラジオにつきましては、平成28年の3月及び平成30年の3月の2回にわたり336台を要支援者世帯、それ

から各集落の区長、公共施設等に貸与・設置をしたところでございます。

そして、令和4年の3月8日、昨日でございますが、3月8日現在、297台が貸与、設置されてございます。それらにつきましては防災・情報対策課におきまして、貸与先と、あとラジオの製造番号、こちらを記載した台帳で管理をしてございます。

続きまして、2番目の実際に使用されているか、または不具合がないか等の確認をしたことがあるかでございますが、使用状況及び不具合の確認でございますが、要支援者世帯及び旅館・ホテルにつきましては、電話によりまして現状をお聞きいたしました。その中で、使用をしていないという方につきましては、このラジオの有用性をご説明いたしまして、使っていただけるようお願いをしたところでございます。

また、故障などの不具合につきましては、今回、確認した中ではございませんでした。

もし、今後、故障などの不具合等ございましたら、新品に交換するなどの対応をしてまいりた いと考えております。

なお、各集落区長・施設等につきましては、複数台ラジオを貸与してございますので、現在、 手紙をお送りいたしまして、1台1台の状況の確認をお願いしているところでございます。

そして、3番目、改めて必要性を示したり、継続して使用してもらえるように案内でございますが、近年、日本各地で土砂災害や水害、地震などの災害が発生しており、要支援者の方にとってこの緊急告知ラジオは、重要な情報伝達手段の一つであると認識をしております。

今後、デジタル化によりまして、スマートフォンなどの災害アプリなど新しい情報伝達手段が 普及するまでの間は、従来の防災行政無線や広報車などとともに必要な情報伝達手段であります ので、広報やひこや防災教室などの機会を通しまして、その必要性をお示しするとともに、福祉 課でありますとか各集落区長、民生委員の皆様からもご協力をいただきまして、新たに必要とさ れる方がいないか、今後、調査してまいります。

なお、現在、弥彦村において想定される災害でございますが、大河津分水の破堤及び土砂災害 の2つであると考えております。

大河津分水につきましては、信濃川河川事務所などからの情報が入り次第、速やかに住民の皆様へお知らせすることで、前もって避難することが可能であると考えております。土砂災害につきましても、気象庁などからの情報を基に、万が一の際は該当地区へ集中的に周知することにより、事前の避難が可能であると考えております。

繰り返しになりますが、災害アプリなどの新しい情報伝達手段が全ての住民の方々へ行き届く までは、この緊急告知ラジオは有用な手段でありますので、引き続き使っていただけるようご案 内してまいります。

私からは以上です。

- 〇議長(安達丈夫議員) 健康推進課長。
- **〇健康推進課長(松井裕美子)** 2つ目の、ここで子育てをしたいと思える村についてでございます。

ご質問の産前産後の母親を支える資格取得に係る費用助成につきましては、新年度の9月補正 には資格取得に係る助成事業を提案する予定です。それまでの間であっても、準備が整い次第、 開始することを検討しています。その際は、既決予算で対応することをあらかじめご了承いただ きたいと思います。

次に、ご質問の子育て支援センターに足を運べない母親への支えについてですが、既に現在でも、子育て支援センターでは保育士によるメールや電話での相談をしております。また、子育て世代包括支援センターにおいても、保健師や管理栄養士が電話や訪問で母親への支援を実施しており、きめ細かいと喜んでいただいております。

今後、更に村長部局と教育委員会とが全庁横断的に一体となり、子育て支援の強化に取り組んでまいります。新型ウイルス感染症の影響により対面での相談が難しいことも考えられるため、デジタル化に向けた対策を進める中で、子育て支援に対応できる取組を関係部署と連携し進めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(安達丈夫議員) 那須議員。
- ○3番(那須裕美子議員) まず、答弁ありがとうございます。

ラジオの貸与は平成28年3月と平成30年3月で336台、要支援者と各地区、あとは各施設にということだったんですけれども、令和4年3月8日の時点で297台の貸与ということですが、これは台帳で管理をちゃんとしていますということでしたが、返却があったということですか。

- O議長(安達丈夫議員) 防災・情報対策課長。
- **〇防災・情報対策課長(浜田禎介)** ただいまのご質問でございますが、お貸ししている相手がやはり高齢者の方が多うございますので、必然的にお亡くなりになったりして戻ってきた、もしくは施設に入所したとか、あと病院に長期入院されたとか、こういったことで戻ってきております。以上でございます。
- 〇議長(安達丈夫議員) 那須議員。
- ○3番(那須裕美子議員) 使用状況や不具合の状況についての把握がされているかという質問に対して、電話にて現状を聞いたところ、使用されていない人にはラジオが大切であるということをお伝えしたりとか、不具合は実際はなかったというようなことだったんですけども、これはもともと貸与してから定期的に使用状況などを把握するため、不具合はありませんかというのを把握するため定期的に調査というのはされていたんでしょうか。
- **〇議長(安達丈夫議員)** 防災・情報対策課長。
- **〇防災・情報対策課長(浜田禎介)** ただいまのご質問でございますが、正直なところ調査したのは今回が初めてでございました。

ちなみに、調査した中で、ホテル、旅館につきましては、10件、ラジオを貸与してございますが、そのうち8件は使用していると。残り2件が使用していないということでございましたので、使うようにお願いをいたしました。

それから、要配慮者の皆様でございますが、3月8日時点で106名の方に、今、お貸しをしているところでございます。その中でやはり施設に入っているとか、入院されている方でちょっと連絡がつかない方もいらっしゃいましたが、その方を除きますと20人の方が使っていないというお返事でございました。その方にはラジオを差しておくと非常に有用ですよということでお話をして、是非使っていただくようにお願いをしたところでございます。

以上です。

- 〇議長(安達丈夫議員) 那須議員。
- ○3番(那須裕美子議員) 弥彦村は、幸い災害がとても少ないところで、やはり私たちも視察で 震災のあったところに行かせてもらって語り部さんにお話を聞いたときも、そのときは気をつけ ようと思うんだけれども、実際に震災に遭った私たちでさえ、やっぱり年数がたってしまうとそ ういったことの常日頃から備えていることの重要性を、やっぱり忘れてしまいがちというのがあ るので、弥彦村の皆さんにおいても、やっぱり弥彦村は安全なところだという、ちょっと平和な ところに慣れてしまっていて、ラジオの重要性とかがやっぱり何か少し薄れているのかなと思い ましたので、今回、私、たまたまうちの母親がもう十数年、民生委員をしていまして、そのとき にちょうどラジオを貸与した自分のクライアントさんとか担当の方から、ラジオがちょっと熱い から火事になったら心配だとか、電気代がすごくかかっているんじゃないかとかという、たまた ま母親を通して私のところにお話が来たので、お話しさせてもらって、確かにそういったツール を持たない、スマホですとか緊急災害用の無線が聞こえにくい人に対して、緊急メールとかの登 録もなかなか難しいご家庭の方には、本当に重要性のあるツールではないかなと思いますので、 今回質問させていただくに当たって、実際にラジオを使われていますかという調査が行われ たということは、ちょっと一歩になったのではないかなと思って感謝しております。

あわせて、先ほど板倉議員の一般質問の答弁で、避難個別計画で要支援者が有事の際に、要支援者と言われる対象の方の調査というのは、母も民生委員に携わっていたときに1回だけ要支援者として申請しますかという確認に回っていたという話を聞いたことがあるんですが、そういった要支援者の申請といいますか、確認、把握というのは、毎年行われていますでしょうか。

- 〇議長(安達丈夫議員) 福祉課長。
- ○福祉課長(坂爪明博) 要支援者の名簿の整理につきましては福祉課が対応しております。 その名簿の整理については、毎年、板倉議員さんの質問のときにあった項目で拾い上げた方の 名簿はこちらのほうにあります。
- 〇議長(安達丈夫議員) 那須議員。
- ○3番(那須裕美子議員) ありがとうございます。

高齢の方だけではなく、1年で結構病気などで状態も変わっていくと思いますので、ラジオのことも合わせて、有事の際に誰一人不便な状況でないように、そういうことも把握していかれたらと思います。ありがとうございます。

それから、産前産後の母親を支える人材の資格取得に関する予算を取っていただけるというこ

とで本当に感謝いたします。なんですけれども、自分が実際、資格を取得してみまして、なかなか、今、資格を持っていますけれども、自分自身が、どういうケアができるのかなということを理解するために資格を取ってみようと思ったんですけども、ベビーシッターの届出を都道府県に申請して、その後、マッチング事業所などに登録しないと、実際にクライアントさんをお助けすることができないんだなということが分かったりしましたので、もっと弥彦村にとって、産前産後のケアもやっていきますよという知名度を上げていくために、子育てしやすい村であることもアピールといいますか、そういったことにも力を入れていただきたいなと感じました。

実際に資格を取得しても、需要がなければなかなかお手伝いすることもできませんし、そういったサービスがあることすら知られていなければ、なかなか利用されることができませんし、あと利用される方がお仕事をしたいと思っても、利用される方が生活に困窮されていれば利用料も払えないので、なかなか個人的にそういうことを立ち上げたりするのが難しいと思いますので、行政との関連も、行政との関わりの中でそういったことができるかどうかをまた考えていっていただきたいなと思います。

それから、メールや電話で、私はオンライン子育て相談とかができないかというような質問を させていただいたんですけど、実際にもうメールや電話での相談を受けているということで、本 当にありがたいことだなと思っています。

よそのところでやっているものは、ホームスタートというのがあったりとかして、これは実際、ボランティアさんを募って、お母さん自身の体調が悪かったり、お子様が病弱であって子育て支援センターに行けないですとか、そういったお母さんたちを手伝うことができる人材を育てるというか、そういった仕組みをやっている自治体もありますので、是非ともいろいろな方向から、私は今回、産前産後のケアリストの資格を実際に取得してみて、それが上手に活用できていくかどうかがちょっと自分で言ってはみたものの、資格取得に対する助成をしてもらえないかというようなことを言いましたが、なかなかそこが難しいのかなというのも、実際問題、ちょっと出てきたので、何かそこら辺もいろいろとちょっと考えながら、試行錯誤しながら、弥彦村にとって子育てしやすい村になるように一緒に考えていけたらなと思っています。

すみません、ちょっとまとまりがなくて申し訳ありません。

- ○議長(安達丈夫議員) 答弁はどうですか。
- ○3番(那須裕美子議員) いいです、はい。
- ○議長(安達丈夫議員) これで、那須裕美子議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。

再開は14時40分といたします。

(午後 2時22分)

〇議長(安達丈夫議員) 再開いたします。

(午後 2時37分)

◇ 小 熊 正 議員

〇議長(安達丈夫議員) 次に、小熊正議員の質問を許します。

小熊正議員。

〇7番(小熊 正議員) それでは、通告によりまして、人口増加の取組について、村長にお尋ねいたします。

弥彦村は、新潟市、長岡市、燕市に隣接し、霊峰弥彦山、彌彦神社など、自然豊かで災害の少ない暮らしやすい村ではないかと私は思っております。

そして、平成21年に、きらめきニュータウンの宅地造成が行われたことで、弥彦村の人口も8,789人まで増加をいたしました。その後、年々減少状態になり、令和3年12月現在、7,802人と987人の減少となりました。そこで、今一度、人口増加に向けた取組が必要ではないかと思われます。

また、東京都内などで勤務する方が、ウイルス感染症拡大の影響で地方に住居を移され、テレワークやオンラインなどで業務をする企業などが増加し、近隣の市町村では人口増加につながっているようであります。

弥彦村といたしましても、自然豊かな環境の中で、負担の少ない子育て支援により、子供を産 み育て、生きがいのある老後を送れるような取組をして、暮らしやすい弥彦村を東京都や村内外 に発信してはどうか。

そこで、次の内容についてお伺いいたします。

1、今、大河津分水路の大規模改修工事が行われております、山地部掘削改修時に発生する残 土などを利用した、住宅団地の造成をやるべきと思われますが、お考えをお尋ねいたします。

また、現在、空き家や空き地は年々多くなっているのではないかと思われますが、現在、どれくらいの軒数があるのか、また、空き家や空き地を利用した方などの支援はできないか。

- 2、子育て支援事業で、高校卒業まで医療費助成支援を実施されてきました。更に、小・中学 校の給食費免除などはできないか、お尋ねいたします。
- 3、高齢者人口は、団塊世代の人たちを中心に年々増加傾向であり、健康促進のために、各種 クラブや教室ボランティア活動に参加している方もたくさんいらっしゃいますが、現在の状況と 今後の取組についてお尋ねいたします。

以上であります。

- ○議長(安達丈夫議員) それでは、答弁を求めます。 村長。
- **〇村長(小林豊彦)** 小熊議員のご質問については、また、これもそれぞれの担当課長のほうから 答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(安達丈夫議員) それでは、総務課長。
- ○総務課長(伊藤和恵) それでは、人口増加の取組について、1つ目のご質問の宅地造成に関し

ては私より、空き家等に関しては建設企業課長よりお答えさせていただきます。

それでは、宅地造成のご質問についてお答えいたします。

従前より、議会にてご説明申し上げておりますとおり、宅地造成による人口増加、人口減少対策は、現在のところ、弥彦村が主体となって行う予定はございません。議員のお考えのように、宅地造成は居住環境を整えることにより、定住を促進することができ、人口の増加には即効性のある効果的な事業であると認識しております。

しかしながら、その効果は短期的なものでございまして、持続性に欠けるものであります。 弥彦村では、昨年3月に策定いたしました総合戦略の着実な推進により、主要産業であります 農業、観光産業の振興を着実に進め、教育環境の充実を図り、魅力と活力のあふれる村を目指し て取り組んでおります。

人口増加には、村の強みを生かし、地域の活性化を図ることを優先事項として捉え、持続的に 発展することが重要であると考えております。

私からは以上でございます。

- 〇議長(安達丈夫議員) 続いて、建設企業課長。
- **〇建設企業課長(丸山栄一**) 最初に空き家についてお答えします。

平成30年度に、区長や町内会長の皆様のご協力の下、空き家実態調査を行い、空き家153軒を確認しました。また、村の空き家活用のための助成事業として、今年度はリフォーム工事を対象に助成する空き家住宅リフォーム助成事業や、新潟県外からの移住者で家財道具等の処分費を助成する空き家家財道具等処分費の助成事業を実施しております。

次に、空き地につきましては未調査であるため、数は把握していないとともに、村の支援制度 もありませんが、村の政策として大きな問題になるのは空き家の増加であり、管理不十分な空き 家は、防犯、安全及び環境面で、住民生活に悪影響を及ぼしますので、現在は空き家対策に重点 を置いております。

なお、人口減少社会における全国的な空き家、空き地問題は、弥彦村単独の解決では不可能ですので、国や県、他の市町村の動向を注視しながら情報収集に努めるとともに、関係団体と協議、連携して今後に必要な整備や支援を図ってまいります。

建設企業課からは以上です。

- 〇議長(安達丈夫議員) 小熊議員。
- ○7番(小熊 正議員) 今、新潟県では、人口の減少が年々減少傾向であるために、各市町村では新年度に向けた人口対策等の予定が行われているようであり、また、弥彦村におきましても、今ほどの答弁にありましたように、子育てや人口増加に向けたような空き家対策、またリフォーム等の事業をされていることは、非常に若い人たちには大変ありがたい事業ではないかと思っております。

一番、今回、私がお聞きしたかったのは、せっかく分水路の大規模改修工事が行われており、 あそこで掘削によって発生する残土等が非常に多く出る訳であり、せっかくそのような状況の中 で、例えば宅地造成等されることによって、初めてまた住宅団地を購入される方々には、安く提供できるのではないかと思っております。そんな中、これからやはり空き地や空き家対策は、どうしても必要な事業で、取り組む事業ではないかと思っております。

空き家につきましては、まだまだ住宅としてお住まいできるような住宅もたくさんあるのではないかと思っております。実際に、空き家に住まわれたという方を伺っております。そんな中、やはり若い人たちに弥彦村に住んでいただけるような取組をするには、今までどおりの内容じゃなくて、やはりほかの市町村にないようなこともやる必要があるのではないかと思っております。令和に入りましてから、そこに村外の若い人たちが弥彦村に住居を持たれた方に、住宅造成の助成をされたという実績もある訳ですので、やはりそのようなことをこれからもやる必要があるのではないかなと思っております。

極端に言わせてもらえば、4人家族以上で、若い人たちが弥彦村に住居を、空き家なりまた空き地に住宅を求められて弥彦に住まわれる方については、金額的にも50万円から100万円ぐらいの助成をするぐらいの、大胆な取組も必要ではないかと思っております。

そういう考えがおありなのか、今後、それに似たような取組があるのか、ないのか、お聞きしたいと思います。

〇議長(安達丈夫議員) 村長。

〇村長(小林豊彦) 基本的に、団地造成には、団地造りについては、住宅造りについては、総務 課長が答弁したとおりでございます。

ただし、気になって私もちょっと調べて分かったんですけれども、令和2年1月から12月末に亡くなられた方が総計で92人、それから、令和3年1月から12月も同じ1年間、これ108人なんですよね。生まれたお子さんの数が令和2年は41人、令和3年は31人、令和2年は51人、令和3年は77人の減少があるんですよ。もちろん、そこに社会増減が加わりますけど、残念ながらうち、弥彦村の社会増減はマイナスなので、結果的にこれだけの人たちが亡くなっていくと、これ、平均年齢を見ますと、これは80歳以上です。基本的にそういうちゃんとした村で来てもらえれば、短期的な効果だけじゃなく長期的な人口増になるというのは、これは変えてはおりません。

ただ、あまりこれが極端になると、交付税の算定のときの人口になりますから、毎年の国勢調査のあれが。何かしなきゃ駄目かなという感じは正直持っています。そのとき、本多議員から質問がありました、新しい文化会館を造るところはかなりの面積が必要で、これ山間地ではないです。やっぱり田んぼを何とかしないとだめ。そのときに、そこが住宅地としても需要が見込めるというところだったらば、そこに住宅地を、一緒に団地も造って、その売却代金でこちらのほうの、文化会館のほうの造成費に回せることも可能であれば、考えなければならないかなと思っています。ただし、そこが、全然、住宅地ができない、造ったはいいものの全然売れなくては困りますので、それはこれが決まってからの話なんですけれども、場合によったら、その方法もありかなというふうには思っております。

〇議長(安達丈夫議員) 小熊議員。

〇7番(小熊 正議員) それより実績として毎年積み重なってきている訳ですから、やはり、この先もそういう取組は必要だと思っておりますので、是非、継続してやっていただきたいなと思っております。

そして、子育て支援事業になりますが――

- 〇議長(安達丈夫議員) 小熊議員。小熊議員。
- 〇7番(小熊 正議員) はい。
- ○議長(安達丈夫議員) 子育て事業と、2番目と3番目については、まだ答弁されていないんです。なので、これから――
- ○7番(小熊 正議員) それはすみません。じゃあ、はい。
- 〇議長(安達丈夫議員) じゃ、教育長。
- ○教育長(林 順一) それでは、今、子育て支援については私のほうからお答えさせていただきます。

小・中学校の給食費免除についてでありますけれども、令和元年10月より保育料が無償化された訳でありますけれども、その際、園児の給食費についても議論が国のほうでなされています。 結果は、子どもの食費は自宅にいる場合も同様に係る費用ということであることから、給食費はこれまでどおり、原則保護者負担ということになっていたかと思います。

しかし、その中でも、保育料や副食費は、所得やきょうだいの数に応じて、減額、または減免 措置が行われておりますし、また同様に、小・中学校においても経済的理由により、就学困難な 児童・生徒の保護者に対しては、給食以外にも学用品等を含めて費用の援助が行われております。 これはご承知おきのことだと思います。

弥彦村では現在、子育て支援事業として、高校卒業までの医療費助成支援のほかにも、乳幼児 おむつ購入費助成や発達支援事業などの子育て関連事業に数多く取り組んでおります。

議員が言われますような給食費の免除についても、確かに子育て世帯の経済的負担の軽減には なるかと思われます。

実施については、ほかの子育て世帯のニーズも踏まえながら、総合的に判断していかなければ ならないというふうに、今、考えております。

以上です。

- 〇議長(安達丈夫議員) 福祉課長。
- ○福祉課長(坂爪明博) それでは3番目の質問に答えさせていただきます。

各クラブの現状と今後の取組についてでございますが、まず最初に、弥彦村の人口の特徴について少しお話しいたしますと、新潟県統計協会が発行しております令和3年度の「データでみる新潟県〜指標ハンドブック〜」では、弥彦村の総人口は7,708人、平均年齢は47.4歳で、新潟県内では3番目に若い市町村となっております。

また、65歳以上の人口の割合で考えますと、32.2%で、こちらも新潟県内で5番目に低い割合となっております。

先日の国勢調査の結果では、新潟県全体の傾向といたしまして、65歳以上の人口が過去最高、15歳未満の人口が過去最低というような大きな傾向がありますが、県内の自治体と比較いたしますと、弥彦村は人口規模は決して大きくはありませんが、高齢者ばかりが目立つ自治体ではなく、まだまだ若い人が新潟県内では割合として多い自治体であると言うことができる数字となっております。

このような状況を踏まえた上で、令和3年度の各クラブ、教室の活動状況を今、説明いたしますと、例えば弥彦村老人クラブ連合会の状況といたしましては、令和3年4月1日時点での会員数は474人で、毎年行っておりました敬老会や高齢者スポーツ大会など、大勢が集まる活動は新型ウイルスの影響により中止となっておりますが、各地区の老人クラブのお楽しみ会等につきましては、感染症対策をしながら継続して開催しております。

続きまして、高齢者生きがい対策事業といたしまして行っております、レインボープランの中 にレクダンスという体操をしているクラブがありますが、令和4年1月末までの今年度の延べ参 加人数が222人、おおよそ前年度と同数の活動が行われております。

配食ボランティア、ボランティア団体につきましては、配食ボランティアにつきましても、こちらのほうは登録者数38人で、365日活動を継続していただいております。

どの団体も、新型ウイルス禍の中でも会として元気に継続をされておりますので、村といたしましても、それぞれの関係団体と協力しながら、このような活動に対する支援を引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

〇議長(安達丈夫議員) 小熊議員。

○7番(小熊 正議員) それでは、子育て支援について、私の知っている地域の方で、若い方なんですが、近隣の工場のほうに勤めている方がたくさんいらっしゃる訳ですが、そんな中、勤め先のほうで、弥彦村は子育て医療費無料助成をされているというようなことで、非常に会社の中で、そのようなほかの地域の若い方々との話の中で、そういうことを言われて、何か弥彦村っていところなんだねっていうような、そういう感じを受けたという方の声も聞いております。

当初は、弥彦村も中学3年生から高校生にいち早く取り組まれた訳ですが、最近、どこの市町村でも高校卒業までされている訳であります。そんな中、今回のほかの市町村で、妊婦の方に50万円を給付するというような自治体があります。そういうことを若い人たちはやはり、いろんなところで情報が入りますので、そういうところに今、道路状況も良く、多少どこに住まいを持たれても勤めるところまでは十分通勤可能な状態のところがたくさんある訳ですので、そういうのも一つの取組として、若い人たちに関心を持たせる事業ではないかなと思っております。

そんなことで、弥彦村としましてもまた、皆さんが一緒になっていれば、あまり弥彦村にはそ ういう子育て支援というのが感じないかも分かりませんが、ちょっと感じるような、やはりそう いう取組をすることによって、弥彦村は新潟市、燕市、長岡市、弥彦に住まいを持って近隣の市 町村に勤める方がほとんどですので、そういうことをやることによって、人口増加の取組にもつ ながるのではないかなと思っております。そこで、そのような考えも、今後、取り入れられる考えがあるのかないのか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(安達丈夫議員) 教育長。
- ○教育長(林 順一) 今、私もいろんな新聞等を見ますと、本当に子育て支援ということで、各 自治体が最近はちょっと競ってやっているんじゃないかと思われるぐらいに、この方針の中に入 れ込んでいるところが多いなというふうに感じています。

私の今の立場からちょっと話をさせていただきますと、子育て支援については弥彦村子ども子育て会議というのがあります。これは、国の子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法というのがありまして、これに基づき、弥彦村でも設置した会議で、弥彦村では平成27年に5年間を第1期とする弥彦村子ども・子育て支援事業計画というものを立てました。

これは一旦、第1期のほうはもう既に終わっていまして、今、令和2年3月に、令和6年度までの第2期の弥彦村子ども子育て支援事業計画を策定したところであります。

先ほどの、たしか、健康推進課長からも話がありましたけれども、横断的な課を取りながら取り組まなければいけない、まさにそういう会議であります。

そこで、今ほどの会議でも、国とか県とかという状況がどんどん変わってきていますので、何か来年には子ども家庭庁でしょうかね、というのも設置されるというようなこともありますので、議論する場としては、今、その会議になるかなというふうにちょっと思っています。

そこで、また、毎年この会議については開催しますので、そこでもちょっと議論になる対象になるかなというふうに思っていますので、そういう中でまた町内での議論を高めていきたいなと、こんなふうに思っています。

以上です。

- 〇議長(安達丈夫議員) 小熊議員。
- ○7番(小熊 正議員) やはり、若い人たちの子育て支援にはいろいろな取組があるかと思われますので、ほかの市町村にはないようなことも、よその市町村がやったからそれをするんだじゃなくて、弥彦独自のそういう取組も十分考えられるし、また今までやってきたこと、これらは当然あるかと思われます。

そういうことで、若い人たちは、とにかく情報がいろんなところから入ります。勤めに行くといろんなところから来ている方が、集まってお昼休み等、また休日のときなど、いろんな情報交換をしながらどこの地域がいいとかということをやっておられますので、是非、そのような取組をやっていただきたいなと思っております。

それと、高齢者の取組等でございますが、今の高齢者の方が、昔というか――、いいですか。 〇議長(安達丈夫議員) どうぞ。

〇7番(小熊 正議員) 今、子育て支援の質問はいいですので、高齢者のほうの質問にしようか と思います。

若いとき、今の高齢者の方は、若いときはいろんな体を動かす、例えばスポーツ等でも一生懸

命やってこられた方が、今、大体、各種いろんな団体の中心になってやっておられる方たちが多いのではないかなと思っております。

そんな中、やはり昔こういうことをやってきたんだというような考えをすごく持っている方が多いので、そうかと言って、じゃあ、昔のスポーツ、または行事等ができるかといえばできないと思うんだろうけど、そういう考えを持っている方が非常に多いものですから、それと、逆にまた今度、いろんなそういう人たちが、どうしても中心になってしまうと、全体的になかなか、大勢の方が参加するようなのが参加しにくいような感じも見られるような、そういうクラブ、そういうものもあるかと思われます。

その辺も、先ほど課長も言われましたように、大勢の方が参加している人数的にはそうだと思うんですが、でも、まだ参加したいけれども、そういう輪の中に入れないんだというような方も、正直のところいらっしゃる訳で、その辺の取組をこれから、まだまだ高齢者の方は増えてくると思われますので、そういう取組も、今、これをやってこれだけの方が参加しているからいいんじゃなくて、それ以外の方たちがどうしたら参加できるかなというような取組も、ちょっと取り組んでいただきたいなと思うんですが、その辺のお考えを聞かせてもらいたいと思います。

〇議長(安達丈夫議員) 福祉課長。

○福祉課長(坂爪明博) 高齢者の方の外に出る機会、ほかの参加の活動の場所ということですが、 例えば、地域の茶の間うさぎ庵というものがございまして、それは大字弥彦の温泉街の中に介護 保険の事業として、地域の方、弥彦村にお住まいの方がどなたでも集まって気軽に話をする場所 を作り出すというような活動を、現在、行っております。

まだ広く周知が行き届いていない部分もあるかもしれないので、参加者としては多くはありませんが、そのほかに各地区ごとにいきいきサロンという、地域の方から集まっていただいて、健康チェックとか、お話、お茶を飲む機会というのも、それぞれ行っているところです。そのような活動を通じて、なるべく多くの地域の方が、外に出て元気に過ごすような機会というのは、介護保険の観点からもとても大事なことですので、引き続き取り組んでいきたいと考えております。以上です。

〇議長(安達丈夫議員) 村長。

○村長(小林豊彦) 高齢者のいろんな戸外での活動ですね、弥彦村は体育館とそれからサン・ビレッジ、一応、施設はあります。

だけど、あれは冬、暖房がないんですよね。夏は冷房がない。極めて酷な環境の中でオープンしているので、あれは年寄りは使えないんですよね。暖房については、冬場に災害が起こったときの避難所として、急遽、対応しましたけれども、それでもまだ不備がある。それはあれがあったので、今度、3月のワクチン接種もできましたけれども、あれがなかったときは、ほとんどできなかったと思います。風邪引いちゃう、あんなところに行ったら。

事ほどさように、何か中途半端な施設が多いので、新しい文化会館も造る、それをやろうなん て金がいくらあっても足りませんけれども、何とかしていかなくちゃ駄目かなというふうに思っ ています。今、皆さんやりたくてもなかなか寒いところへ行くのも嫌だ、年寄りは億劫なものですから、なかなかできないのかなというふうにも思っております。

今、その頭で、何とかしなきゃ駄目かなというふうには分かっておりますので、もう少し待っていただきたい。合わせて言いますと、子育てについて私が何も喋らなかったのは子育てがどうでもいいということじゃないんで、子育てについてもとにかく一所懸命やり遂げますので、例えば、50万円出すというのは分かります。どこのところか、私も承知しています。

だけれども、先ほど、坂爪課長が言ったように、うちはまだ平均年齢が、老年齢が新潟市、聖 籠、新潟市、弥彦村かな、それから燕市が入ったのかな。それだけ若いんですよ。そこまで極端 じゃないので、それともう一つは、やはり50万円というお金だけでやってしまうと、それが終わ ってしまいますと逃げちゃうんですよ。ずっとそこに定住してくれない。

それは、新潟市周辺の自治体のあれでよく分かりましたので、そうではなくて基本的には、やはり、やっぱり弥彦で住んで、弥彦でお子さんを出産したいというふうな環境づくりのために、大事な環境づくりのためのほうを優先したほうがいいというふうに思っています。

今度、那須議員から言われた出産の資格についても、それが少しでも出産にとって、それなら 弥彦というそういう状況の中に入ってくれれば、これだけありがたいことはないので、運用につ いてはこれからいろいろあると思いますけど、とにかくそういう、あればやろうという気持ちを 持っておりますので、子育てに全く関心がないということではありませんので、ご承知おき願い たいと思います。

〇議長(安達丈夫議員) 小熊議員。

○7番(小熊 正議員) こうやって答弁を聞きますと、弥彦村って若い人がやっぱり多くて、まだまだ安心するようなことになりましたが、これで例えば弥彦に村外、県外からの方から住んでいただくためには、今言ったような住みやすい環境で、今までは個々にそれを取り組んでこられたので、あまり村外の人たちはイメージ的にそういう取組の事業が分かっていたかどうかは分かりませんが、これから今、村長が言われるように、そういう取組を全部、一つの形にして、弥彦村ってこういう住宅関係ではこういう事業でされている、子育で支援にはこういう事業、そして、まだ新潟県内では3番目ぐらいに若い人が多い地域であり、高齢者の方がまた生きがいを持って生活できるというようなことを一つにして、大きく村外、県外などに発信されるようにしたら、本当に災害の少ない環境のいいこういうところに、もっと人がたくさん来てくれるかと思います。是非、そのような取組をやっていきたいなと、お願いしたいなと思っておりますので、最後、村長のそういう考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(安達丈夫議員) 村長。

- **〇村長(小林豊彦)** 今、議員がおっしゃったのはまたそのときになってそっちのほうに、できるだけ、なかなか難しいですけど、頑張っていきたいというふうに思っています。
- 〇議長(安達丈夫議員) 小熊議員。
- **〇7番(小熊 正議員)** 是非、そういう取組、事業をお願いしまして、私の質問を終わらせてい

ただきます。ありがとうございました。

〇議長(安達丈夫議員) これで、小熊正議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

〇議長(安達丈夫議員) 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は、3月16日水曜日、午前10時から再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 3時16分)